

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

— 目 次 —

条 例

- 秋田市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（第32号）…………… 2
- 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（第33号）…………… 2
- 秋田市情報公開条例および秋田市個人情報保護条例の一部を改正する条例（第34号）…………… 3
- 秋田市市税条例の一部を改正する条例（第35号）…………… 3
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第36号）…………… 3
- 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例（第37号）…………… 3
- 秋田市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例（第38号）…………… 4
- 秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例（第39号）…………… 4
- 秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する条例（第40号）…………… 4
- 市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例（第41号）…………… 4
- 秋田市火災予防条例の一部を改正する条例（第42号）…………… 5
- 秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例（第43号）…………… 5
- 秋田市下水道条例の一部を改正する条例（第44号）…………… 5
- 秋田市地域下水道条例の一部を改正する条例（第45号）…………… 5
- 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（第46号）…………… 6
- 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（第47号）…………… 6
- 秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（第48号）…………… 7
- 秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第49号）…………… 10

規 則

- 秋田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第31号）…………… 10
- 秋田市宅地開発に関する規則の一部を改正する規則（第32号）…………… 11
- 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第33号）…………… 11
- 秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（第34号）…………… 13
- 秋田市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則（第35号）…………… 14

- …………… 14
- 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則（第36号）…………… 14
- 秋田市財務規則の一部を改正する規則（第37号）…………… 14
- 秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則（第38号）…………… 14
- 秋田市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則（第39号）…………… 15

上下水道局管理規程

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程（第9号）…………… 15
- 秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程（第10号）…………… 15

訓 令

- 秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令（第13号）…………… 16

上下水道局訓令

- 秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令（第4号）…………… 16

告 示

- 現金取扱員への再委任について（第222号）…………… 17
- 現金取扱員への再委任について（第223号）…………… 17
- 納税通知書の公示送達について（第224号）…………… 17
- 介護保険法による指定介護予防支援事業者の指定変更について（第225号）…………… 17
- 市税督促状の公示送達について（第226号）…………… 17
- 現金取扱員への再委任について（第227号）…………… 17
- 参加差押通知書の公示送達について（第228号）…………… 18
- 納税通知書の公示送達について（第229号）…………… 18
- 債権差押調書（謄本）および配当計算書の公示送達について（第230号）…………… 18
- 放置自転車等の撤去および保管について（第231号）…………… 18
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第232号）…………… 18
- 避難勧告の解除について（第233号）…………… 19
- 避難勧告の解除について（第234号）…………… 19
- 市道路線の認定について（第235号）…………… 19
- 市道路線の区域決定および供用開始について（第236号）…………… 19
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について（第237号）…………… 20
- 生活保護法による介護機関の指定および変更について（第238号）…………… 20
- 生活保護法による医療機関の指定および変更について（第239号）…………… 20

号)21

○生活保護法による医療扶助のための施術者の指定について（第240号）21

○平成19年8月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第241号）21

○平成19年8月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について（第242号）23

○市道路線の区域変更に関する告示（第243号）37

○国民健康保険税督促状の公示送達について（第244号）37

○町および字の区域の変更について（第245号）37

○市道路線の供用開始に関する告示（第246号）37

○字の区域の変更について（第247号）37

○収納代理金融機関の名称の変更について（第248号）38

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第13号）38

選 管 告 示

○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第63号）38

○平成19年4月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨について（第64号）38

農 委 告 示

○農業委員会の招集について（第12号）76

上下水道局告示

○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第56号）76

○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第57号）76

○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第58号）77

公 告

○平成19年9月2日執行の秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙の当選人について77

○社団法人全国市有物件災害共済会の平成18年度事業経営状況について77

○建築基準法により認定した総合的設計による一団地の建築物の関係書類の縦覧について77

○土地区画整理法による土地区画整理事業の施行の認可について78

○秋田都市計画地区計画南ヶ丘地区計画の原案の縦覧について78

○建築基準法による道路の指定について78

○農用地利用集積計画の策定について78

○平成19年度ポリオ予防接種の実施について78

○入札参加希望者の公募について79

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する旨の届出について80

○放置自転車等の撤去および保管について80

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について80

上下水道局公告

○平成19年度下水道の受益者負担金の賦課対象区域について...81

○入札参加希望者の公募について81

○入札参加希望者の公募について82

条 例

秋田市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第32号

秋田市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

秋田市長の資産等の公開に関する条例（平成7年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「貯金（普通貯金を除く。）および郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）を「および貯金（普通貯金を除く。）」に、「貯金および郵便貯金」を「および貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「株券」の次に「（株券が発行されていない場合にあっては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。）」を加え、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項第6号の改正規定（「株券」の次に「（株券が発行されていない場合にあっては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。）」を加える部分に限る。）公布の日

(2) 第2条第1項第5号を削る改正規定、同項第6号の改正規定（「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める部分および同号を同項第5号とする部分に限る。）ならびに同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる改正規定 平成19年9月30日

（経過措置）

2 改正後の秋田市長の資産等の公開に関する条例第2条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）および郵政民営化等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第33号

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）」に、「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」を「同法」に、「同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第23条第2項」に改め、同条第3項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）」に改める。

第2条 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第17項中「又は船員保険法（昭和14年法律第73号）」を削る。

附 則
（施行期日）

- この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条および附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。（経過措置）
- 第1条の規定による改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例第10条第1項および第3項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

秋田市情報公開条例および秋田市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第34号

秋田市情報公開条例および秋田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「および日本郵政公社」を削る。

- 秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）第7条第2号ウ
- 秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第13条第3号ウ

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第35号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「及び」を「および」に改め、「均等割額によって」の次に「、第5号の者に対しては法人税割額によって」を加え、同項に次の1号を加える。

- 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第

29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの

第16条第3項中「含む。」の次に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「これに」を削る。

第24条第1項第2号の表(1)中「（昭和40年法律第34号）」を削る。

附則第22条の2第1項中「証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引」に改める。

附 則

この条例は、平成19年9月30日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第36号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「郵便」を「郵便等」に改め、同条中「郵便」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便」を加え、「郵送料」を「送付に要する費用」に改める。

別表第2第36号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同号の次に次のように加える。

36の2	温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	温泉利用許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	7,400円
------	--	-------------------------	--------

附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第37号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「90円」を「112円」に改める。

別表第3中「180円」を「202円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。（経過措置）
- 改正後の秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例別表第1および別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に一般廃棄物処理施設に搬入された廃棄物について適用し、同日前に

一般廃棄物処理施設に搬入された廃棄物については、なお従前の例による。

秋田市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 9 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第38号

秋田市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例

秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「次により」を「2月分」に改め、同項各号を削る。

第25条第1項中「は、1月分として算定する」を「の算定については、秋田市水道事業給水条例第31条第1項の規定の例による」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、水道水以外の水を使用した場合であって、市長が認める態様で使用したときの使用料については、同項の規定にかかわらず、第23条第1項第2号の規定により市長が認定した使用水量に応じて算定した使用料に使用者が個別排水処理施設を使用した日数を乗じて得た額を30で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第24条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市個別排水処理施設条例第25条の規定は、平成19年12月分の徴収すべき使用料から適用し、同年11月分までの徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 9 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第39号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「、第6条の規定による施設の供用開始の告示の日の属する月の翌月から3月を経過した月の初日以後の施設の使用について」を削る。

第17条第2項中「次により」を「2月分」に改め、同項各号を削る。

第18条第1項中「は、1月分として算定する」を「の算定については、秋田市水道事業給水条例第31条第1項の規定の例による」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、水道水以外の水を使用した場合であって、市長が認める態様で使用したときの使用料については、同項の規定にかかわらず、第16条第1項第2号の規定により市長が認定した使用水量に応じて算定した使用料に使用者が施設を使用した日数を乗じて得た額を30で除して得た額（その額に1

円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は公布の日から、第17条の改正規定は平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市農業集落排水施設条例第18条の規定は、平成19年12月分の徴収すべき使用料から適用し、同年11月分までの徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 9 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第40号

秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する条例

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第15条の4」を「・第15条の3」に改める。

第7条第1項中「第32条」の次に「（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2項中「事業者」を「開発事業者」に改める。

第9条中「および第4号」を削る。

第15条の2中「第34条第8号の4」を「第34条第12号」に改める。

第15条の3を削る。

第15条の4中「第15条の2」を「前条」に改め、同条を第15条の3とする。

第16条中「開発事業者」の次に「（国および都道府県等を除く。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 9 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第41号

市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例

市立秋田総合病院使用料および手数料条例（昭和29年秋田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 駐車場使用料（第3条関係）

使用区分	金額（1台につき）
外来診療を受けるため使用する場合	診療終了後30分を超える時間 1時間につき 100円
その他の使用の場合	30分を超える時間 1時間につき 100円

備考 駐車場使用料の算定に当たり、使用時間に1時間に満たない時間が生じたときは、1時間とみなして駐車場使用料を徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の市立秋田総合病院使用料および手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療又は利用に係る使用料から適用し、同日前の診療又は利用に係る使用料については、なお従前の例による。

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第42号

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第29条の3第1項第2号中「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第43号

秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「使用水量は」の次に「、第31条第1項又は第2項の規定に該当する場合を除き」を加える。

第31条の見出しを「(月の中途における使用の開始等の場合の料金等)」に改め、同条第1項中「料金算出」を「料金の算定」に、「又はやめた場合の基本料金は、使用日数が15日を超えないときは2分の1」を「休止し、又は廃止した場合の料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 水道の使用を開始した日からその後初めてメーターの検針を行う日までの日数又は水道の使用を休止し、もしくは廃止した日（以下「休廃止日」という。）の直前のメーターの検針を行う日から休廃止日までの日数（以下「使用日数」という。）が30日を超えない場合

次に掲げる額の合計額

ア 1月分の基本料金に使用日数を乗じて得た額を30で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 従量料金の額

- (2) 使用日数が30日を超える場合 次に掲げる額の合計額

ア 1月分の基本料金の額

イ 1月分の基本料金に使用日数（30日を超える部分に限る。）を乗じて得た額を30で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ 計量した使用水量に30を乗じて得た数を使用日数で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。以下「特定使用水量」という。）を使用水量とみなして算定した従量料金の額

エ 計量した使用水量から特定使用水量を減じた数を使用水

量とみなして算定した従量料金の額

第31条第2項中「算出」を「算定」に、「その使用日数の多い口径に基づく料金を適用する」を「変更の日の直前のメーターの検針を行う日から変更の日までの日数および変更の日からその後初めてメーターの検針を行う日までの日数をそれぞれ前項第1号の使用日数とみなして料金を算定する」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「中止」を「休止」に、「届け出がないときは、水道を使用しない場合でも基本料金を徴収する」を「届出をしない者については、これを使用しているものとみなす」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市水道事業給水条例第31条の規定は、平成19年12月分の徴収すべき水道料金から適用し、同年11月分までの徴収すべき水道料金については、なお従前の例による。

秋田市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第44号

秋田市下水道条例の一部を改正する条例

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第2項中「次により」を「2月分」に改め、同項各号を削る。

第13条の3の見出しを「(月の中途における使用の開始等の場合の使用料)」に改め、同条第1項中「は、1月分として算定する」を「の算定については、秋田市水道事業給水条例第31条第1項の規定の例による」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、水道水以外の水を使用した場合であって、管理者が認める態様で使用したときの使用料については、同項の規定にかかわらず、第13条第1項第2号の規定により管理者が認定した使用水量に応じて算定した使用料に使用者が公共下水道を使用した日数を乗じて得た額を30で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第13条の2の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市下水道条例第13条の3の規定は、平成19年12月分の徴収すべき使用料から適用し、同年11月分までの徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市地域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第45号

秋田市地域下水道条例の一部を改正する条例

秋田市地域下水道条例（平成元年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「次により」を「2月分まとめて」に改め、同項各号を削る。

第17条の見出しを「(月の中途における使用の開始等の場合の使用料)」に改め、同条第1項中「は、1月分として算定する」を「の算定については、秋田市水道事業給水条例第31条第1項の規定の例による」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、水道水以外の水を使用した場合であって、管理者が認める態様で使用したときの使用料については、同項の規定にかかわらず、第15条第1項第2号の規定により管理者が認定した使用水量に応じて算定した使用料に使用者が地域下水道を使用した日数を乗じて得た額を30で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市地域下水道条例第17条の規定は、平成19年12月分の徴収すべき使用料から適用し、同年11月分までの徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第46号

秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第3号中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第47号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第28条の5第1項の規定により採用された職員」を「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。第3条第1項ただし書中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、」を「日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において」に改め、同条第2項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第4条第2項本文中「(再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日」を「の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員にあっては8日以上)の週休日)」に改め、同項ただし書中「必要」の次に「(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)」を、「8日(」の次に「育児短時間勤務職員等、」を、「で週休日」の次に「(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上)の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)」を加える。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第12条第1項第1号中「20日(」の次に「育児短時間勤務職員等、」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(秋田市職員給与条例の一部改正)

2 秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同条第2項中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

第7条の2第2項中「第2条第2項および第3項」を「第2条第3項および第4項」に改める。

第27条の2第2項中「第28条の5第1項」の次に「、地方公

務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項」を加える。

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第48号

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2、第7条ならびに第9条第1項」を「第7条、第8条、第10条第1項および第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項ならびに第19条第1項」に改める。

第2条第6号中「ほか、」の次に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第3条第1号中「、又は出産したことにより、」を「もしくは出産したことにより」に改め、「該当したことにより」の次に「当該育児休業の承認が」を加え、「職員と」を「当該職員と」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親に限る。以下この号において同じ。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の任命権者が定める方法により養育したこと（当該職員が当該育児休業の請求の際当該職員およびその配偶者が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第5条第1号中「育児休業に係る子を」を「職員が育児休業により養育している子を当該」に改める。

第9条の前の見出しを削る。

第11条に見出しとして「（部分休業の取消事由）」を付し、同条中「第5条」を「第14条」に改め、同条を第26条とする。

第10条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付し、同条を第25条とする。

第9条に見出しとして「（部分休業の承認）」を付し、同条中「終り」を「終わり」に改め、「、1日を通じて2時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の1項を加える。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第9条を第24条とする。

第8条中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第

1号中「第28条の5第1項」を「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項」に、「占める職員」を「占めるもの」に改め、同条第3号中「部分休業をしようとする」を「職員が部分休業により養育しようとする」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

第8条を第23条とする。

第6条の前の見出しを削る。

第7条に見出しとして「（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）」を付し、同条を第9条とし、同条の次に次の13条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的に任用される職員

(3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(4) 秋田市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(5) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（育児短時間勤務終了から1年以内に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が産前の休業を始めもしくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業もしくは出産に係る子もしくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(3) 育児短時間勤務職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(4) 育児短時間勤務の承認が第14条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の

終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親に限る。以下この号において同じ。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の任命権者が定める方法により養育したこと（当該職員が当該育児短時間勤務の請求の際当該職員およびその配偶者が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児短時間勤務に係る特別の勤務の形態）

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号）第4条第1項の規定の適用を受ける職員に係る次に掲げる勤務の形態（勤務日（同条例第5条に規定する勤務日をいう。）が引き続き12日を超えず、かつ、1回の勤務が16時間を超えないものに限る。）とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日（秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする

日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。
（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。
 - (2) 育児短時間勤務職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
 - (3) 育児短時間勤務職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- （育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情）

第15条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第16条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務職員についての秋田市職員給与条例の特例）

第17条 育児短時間勤務職員についての秋田市職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第5項	支給しなければならない	支給しなければならない。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第4条第6項および第7項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第4条の2第1項	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）	勤務時間条例
第7条の2第2項	（再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員にあっては、その額に勤務時間条例第2条第3項および第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）	に、算出率を乗じて得た額

第11条第2項第2号および第4号	再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をしている職員および法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員	育児短時間勤務職員
第15条第3項	再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第26条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第26条第5項および第27条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第27条の2第2項	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)	地方公務員の育児休業等に関する法律

(育児短時間勤務職員についての秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第18条 育児短時間勤務職員についての秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第4号)第7条第2項の規定の適用については、同項中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第19条 育児短時間勤務をした職員についての秋田市職員の退職手当に関する条例第6条の4第1項および第7条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての秋田市職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中

「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の秋田市職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への準用)

第20条 前3条の規定は、育児休業法第17条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員について準用する。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第21条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(短時間勤務職員についての秋田市職員給与条例の特例)

第22条 短時間勤務職員についての秋田市職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第5項	支給しなければならない	支給しなければならない。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「育児任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年秋田市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第4条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第4条の2第1項	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年秋田市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)	勤務時間条例
第7条の2第2項	(再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員にあっては、その額に勤務時間条例第2条第3項および第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)	に、算出率を乗じて得た額

第11条第2項第2号および第4号	再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をしている職員および法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員	育児任期付短時間勤務職員
第15条第3項	再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員	育児任期付短時間勤務職員
第27条の2第2項	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)	地方公務員の育児休業等に関する法律
第27条の3	再任用職員および任期付短時間勤務職員	育児任期付短時間勤務職員

第6条に見出しとして「(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)」を付し、同条中「には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する」を「において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た」に改め、同条を第8条とする。

第5条の3の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)」に改め、同条を第7条とする。

第5条の2の見出しを「(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)」に改め、同条を第6条とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成19年10月1日から施行する。
(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整に関する経過措置)
- 改正後の秋田市職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第8条の規定は、平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における号俸の調整について適用し、同日前に職務に復帰した場合における号俸の調整については、なお従前の例による。
- 平成19年7月31日又は同年8月1日において育児休業をしていた職員が同日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第8条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下(当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1)」とする。

秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第49号

秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

秋田市公営企業職員の給与に関する条例(昭和28年秋田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「6月以上」を「12月以上(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものにあつては、6月以上)」に改め、「次項」の次に「又は第6項」を加え、「雇用保険法(昭和49年法律第116号)」を「同法」に改め、「又は高年齢求職者給付金」を削り、「退職手当を」を「退職手当の支給を」に改め、

同条第6項中「前2項に」を「前3項に」に、「前2項の」を「第4項又は前項の」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 勤続期間6月以上で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

第16条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「一部」の次に「(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を加え、同条に次の1項を加える。

4 職員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項の規定により承認を受けて育児短時間勤務をし、又は同法第17条の規定により短時間勤務をすることにより1週間の勤務時間の一部を勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間(40時間からその者の勤務時間を減じて得た時間1時間をいう。)につき、勤務1時間当たりの給料額を減額して給与を支給する。

第16条の4中「(平成3年法律第110号)」を削る。

第18条中「第28条の5第1項」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第16条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の秋田市公営企業職員の給与に関する条例第14条の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

規 則

秋田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第31号

秋田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年秋田市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に、「資本」を「資本金」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める。

第3条第1項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に改め、「株券」の次に「、金銭信託」を加え、同条第2項から第5項までの規定中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改める。

別記様式第1の4中「預金・貯金・郵便貯金」を「預金・貯金」に改め、

(3) 郵便貯金	
郵便貯金の総額	円
注) 通常郵便貯金を除く。	

を削り、同様式の5を削り、同様式の6中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額（金銭信託については、元本の総額）を」に改め、同様式の6を同様式の5とし、同様式の7から10までを同様式の6から9までとする。

別記様式第2の4中「預金・貯金・郵便貯金」を「預金・貯金」に改め、

(3) 郵便貯金	
郵便貯金の総額	円
注) 通常郵便貯金を除く。	

を削り、同様式の5を削り、同様式の6中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額（金銭信託については、元本の総額）を」に改め、同様式の6を同様式の5とし、同様式の7から10までを同様式の6から9までとする。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第2項の改正規定（「資本」を「資本金」に改める部分に限る。） 公布の日
- (2) 第2条第2項の改正規定（「資本」を「資本金」に改める部分を除く。）、第3条の改正規定、別記様式第1の改正規定（同様式の4に係る部分を除く。）および別記様式第2の改正規定（同様式の4に係る部分を除く。） 平成19年9月30日

秋田市宅地開発に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第32号

秋田市宅地開発に関する規則の一部を改正する規則

秋田市宅地開発に関する規則（平成14年秋田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改める。

第18条第3項中「変更」の次に「、下水道の管きょの計画高の

変更、新たに設置する汚水ますの位置の変更および予定建築物等の敷地の形状の変更（当該敷地の数の変更を伴わない敷地間の境界線の変更に限る。）を加える。

第20条の表中

法第34条第9号	既存の権利者の届出書	を
法第35条の2第2項	開発行為変更許可申請書	
法第35条の2第3項	開発行為変更届出書	

法第34条第13号	既存の権利者の届出書	に、
法第34条の2第1項	開発行為協議書	
法第35条の2第2項	開発行為変更許可申請書	
法第35条の2第3項	開発行為変更届出書	
法第35条の2第4項	開発行為変更協議書	

法第42条第1項ただし書	予定建築物等以外の建築等許可申請書	を
--------------	-------------------	---

法第42条第1項ただし書	予定建築物等以外の建築等許可申請書	に
法第42条第2項	予定建築物等以外の建築等協議書	
法第43条第3項	建築物の新築、改築もしくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書	

改める。

附 則

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第33号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外等）

第5条の2 第2条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしている職員および育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には、適用しない。

第7条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合）

第7条の2 条例第8条第1項ただし書の規則で定める場合は、第6条第1項第3号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。

2 条例第8条第2項ただし書の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職

員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第8条の2中「第28条の5第1項の規定により採用された職員」を「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に改め、「f) および」の次に「育児休業法第18条第1項又は」を加える。

第10条第1項中「20日に再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、160時間に条例第2条第2項および第3項の規定に基づき定められた再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日として日に換算して得た）」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる」に改め、「f) とする」を「とする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数
- (2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 160時間に条例第2条第2項から第4項までの規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日として日に換算して得た日数

第10条の3第4項中「20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（当該）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（その）」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該年の初日に職員となった場合 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数
- (2) 当該年の初日後に職員となった場合 前号の日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

第10条の3の次に次の1条を加える。

第10条の4 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるとき当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第12条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合の区

分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務もしくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務もしくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

第11条中「20日」の次に「(第10条第1項各号に掲げる職員にあっては、同項の規定による日数。以下「上限日数」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該年における年次有給休暇の上限日数を超えない範囲内の残日数に前条各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数とし、1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数とする。

第12条第2項中「第10条に規定する1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員」を「不斉一型短時間勤務職員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げ

る時間数をもって1日とする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 8時間
- (2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数
 - ア 育児休業法第10条第1項第1号 4時間
 - イ 育児休業法第10条第1項第2号 5時間
 - ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 8時間
- (3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
- (4) 不斉一型短時間勤務職員（第2号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。） 8時間

第14条第1項の表第3号の2イ中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改め、同表第12号の2中「(再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が別に定める時間)」を削り、同条第2項中「(再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員にあっては、1時間)」を削り、同条に次の2項を加える。

- 3 1日を単位とする第1項の表第12号の2の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。
- 4 1時間を単位として使用した第1項の表第12号の2の休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。
 - (1) 次号および第3号に掲げる職員以外の教員 8時間
 - (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（8時間を超える場合にあっては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
 - (3) 不斉一型短時間勤務職員 8時間

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第14条第1項の表第3号の2イの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に使用した改正前の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条第1項の表第12号の2の休暇については、改正後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条第1項の表第12号の2の休暇として使用されたものとみなす。

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第34号

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の育児休業等に関する規則（平成4年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)」に改め、同条第1項第4号中「(育児休業に係る子を)」を「職員が育児休業により養育している子を当該」に改める。

第5条の見出しを「(育児休業をしている職員の職務復帰)」に

改める。

第6条の見出しを「(育児休業等に係る辞令書の交付)」に改め、同条各号中「(育児休業)」の次に「又は育児短時間勤務」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合

第9条中「(育児休業承認請求書等の様式その他この規則の実施)」を「この規則に定めるもののほか、職員の育児休業、育児短時間勤務および部分休業」に改め、同条を第14条とする。

第8条の見出しを「(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)」に改め、同条を第13条とする。

第7条を第12条とする。

第6条の3の見出しを「(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)」に改め、同条中「ときは、条例第6条の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して」を「場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号俸を調整することができる。

第6条の3を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第10条 第2条第2項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第11条 第4条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

第6条の2中「第5条の3第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を知る。

(育児休業等に伴う任期付採用等に係る辞令書の交付)

第7条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

- (1) 育児休業法第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて職員又は短時間勤務職員を採用する場合
- (2) 育児休業法第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により、育児休業法第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員が当然に退職する場合

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。
- (育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整に関する経過措置)

- 2 平成19年7月31日又は同年8月1日において育児休業をしていた職員が同日以後に職務に復帰した場合における改正後の規則第9条第1項の規定の適用については、同項中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成19

年8月1日前の期間については、2分の1)」とする。

秋田市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第35号

秋田市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則
(秋田市職員給与条例施行規則の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例施行規則(昭和28年秋田市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条の9第1項中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改める。

第4条の16中「第11条第2項第2号および第4号」の次に「(秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田市条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第17条(育児休業条例第20条において準用する場合を含む。)又は育児休業条例第22条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第5条第2項中「法第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)および」を「、育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)および育児休業法第18条第1項又は」に、「および第3項」を「から第4項まで」に改め、「得た数」の次に「(以下「算出率」という。)」を加える。

第6条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員に支給する管理職手当の額は、前項の規定にかかわらず、別表第3に掲げる支給額に算出率を乗じて得た額とする。

第8条の2および第12条の6ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第6号中「秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田市条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第5条の3第1項」を「育児休業条例第7条第1項」に改める。第19条第2項に次の1号を加える。

(5) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

第21条第4号中「第5条の3第2項」を「第7条第2項」に改める。

別表第4特定任期付職員給料表の項中「以上の給料月額を受ける職員」を「以上の号俸を受ける職員および任期付職員条例第7条第3項の規定により決定された給料月額を受ける職員」に、「3号俸の給料月額」を「3号俸」に、「1号俸の給料月額」を「1号俸」に改める。

(秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則(平

成19年秋田市規則第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「経過措置基準額に」を「経過措置基準額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)にあっては、当該経過措置基準額に秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年秋田市条例第4号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)に」に改める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第36号

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則(平成12年秋田市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「一部」の次に「(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を加える。

第20条の見出しを「(育児休業の承認を受けた職員等の給与)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の規定により承認を受けて育児短時間勤務をし、又は同法第17条の規定により短時間勤務をしている職員の給与の支給については、条例の適用を受ける職員の例による。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第37号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第40条第4項中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)」に改める。

第43条第1項、第44条第4項、第76条第1項および第3項、第85条第3項、第158条第1項、第159条、第160条、第160条の2(見出しを含む。)、第161条から第163条まで、第166条、第174条ならびに第178条中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行」に改める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第38号

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則（平成7年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、「組合等」又は「小規模企業者」を「又は「組合等」」に、「から第3項まで」を「又は第2項」に、「組合

等又は小規模企業者」を「又は組合等」に改める。

第4条第2号中「特別小口資金」を「小口零細企業資金」に、「小規模企業者」を「中小企業者および組合等のうち、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第2項各号に掲げる者であるもの（以下「零細企業者」という。）」に改める。

第5条の見出しを「(融資の条件)」に改め、同条第2項を削る。

第8条第2項を削る。

別表特別小口資金の項を次のように改める。

小口零細企業資金	本市に1年以上事業所を有し、現に本市内で事業を営んでいる零細企業者であって、市税を完納しているもの	1 貸付限度額 1,250万円（協会が保証する融資を受けている場合にあつては、1,250万円から当該融資に係る資金の返済残額を控除した額） 2 貸付利率 年9.0パーセント以内 3 返済期限 7年以内（据置期間を含む。） 4 据置期間 6月以内 5 協会の保証の要否 必要
----------	---	--

別表緊急経営支援資金の項中「中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項第1号」を「法第2条第4項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成19年10月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現に改正前の秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

秋田市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第39号

秋田市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市道路占用等に関する規則（平成12年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第8条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

上下水道局管理規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年 9月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第9号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和53年秋田市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条の次に次の

1条を加える。

(退職手当)

第20条 秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）第14条第4項の管理者が定めるものは、秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則（昭和51年秋田市規則第1号）第7条の2各号に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年 9月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第10号

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程（平成4年秋田市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)」に改める。

第5条の見出しを「(育児休業等に係る辞令書の交付)」に改め、同条第1号から第3号中「育児休業」の次に「又は育児短時間勤務」を加え、同条第4号中「育児休業をしている」を「育児休業又は育児短時間勤務をしている」に改め、「当該育児休業」を「当該育児休業および育児短時間勤務」に改め、「育児休業を承認」を「育児休業および育児短時間勤務を承認」に改め、同条の次に次の2号を加える。

(5) 育児休業又は育児短時間勤務の承認を取り消し、および当該職員が当該取消により職務に復帰した場合

(6) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は短時間勤務が終了した場合

第14条を第20条とし、第10条から第13条までを6条ずつ繰り下げる。

第9条中「1日を通じて2時間（秋田市水道局職員就業規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号）第22条の規定による育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時

間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況から必要とされる時間について、」を削り、同条に次の1項を加える。

2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第9条を第15条とする。

第8条中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条を第14条とする。

第7条に見出しとして「(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)」を付し、同条中「職員の退職手当」を「育児休業をした職員の退職手当」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の5条を加える。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第9条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに、管理者に提出して行うものとする。

2 第2条第2項および第3条の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第10条 第4条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第11条 管理者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第12条 育児短時間勤務をした職員の退職手当の期間の計算については、育児休業条例の全部の適用を受ける職員の例による。

(育児短期間勤務の例による短時間勤務に係る職員への準用)

第13条 前条の規定は、育児休業法第17条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員について準用する。

第6条の見出しを「(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)」に改め、同条中「には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する」を「において、局内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た」に改め、同条を第7条とする。

第5条の2の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)」に改め、同条を第6条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整に関する経過措置)

2 改正後の秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第7条の規定は、平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における号俸の調整について適用し、同日前に職務に復帰した場合における号俸の調整については、なお従前の例による。

3 平成19年7月31日又は同年8月1日において育児休業をしていた職員が同日以後に職務に復帰した場合における改正後の規程第7条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」

とあるのは、「100分の100以下(当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1)」とする。

訓 令

秋田市訓令第13号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市職員服務規程(平成7年秋田市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号を同条第10号とし、同条第8号中「第9条」を「第19条」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 育児短時間勤務等 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務および育児休業法第17条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。

第12条第1項中「育児休業」の次に「、育児短時間勤務等」を加える。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

上下水道局訓令

秋田市上下水道局訓令第4号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年9月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員就業規程(昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「および部分休業等」を「、育児短時間勤務等および部分休業」に改める。

第17条第3項中「秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第28条の5第1項の規定により採用された職員」を「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容

(同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、管理者が定める。

第18条第1項ただし書中「管理者は」の次に「、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、」を「日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において」に改め、同条第2項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第222号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成19年9月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出納員	委任を受ける 現金取扱員	委任事務
和賀 芳宏	齋藤 京子	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。

秋田市告示第223号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成19年9月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出納員	委任を受ける 現金取扱員	委任事務
和賀 芳宏	桐田 静人	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。

秋田市告示第224号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年9月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成19年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第225号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の23の規定に基づき、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定変更したので、同法第115条の27の規定により告示する。

平成19年9月7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0500100169
変更前の 指定介護予防支援事業 所の名称および所在地	桜地域包括支援センター桜の園 秋田市桜二丁目17-45
変更後の 指定介護予防支援事業 所の名称および所在地	広面地域包括支援センター桜の園 秋田市広面字樋ノ沖72-1
当該事業所の指定の申 請者および主たる事務 所の所在地並びに代表 者の氏名および住所	社会福祉法人 桜丘会 秋田市下北手梨平字登館8 理事長 松 淵 和 博 秋田市横森二丁目13-8
指定変更の年月日	平成19年9月6日
サービスの種類	介護予防支援

秋田市告示第226号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年9月7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成18年度市税督促状
平成19年度市税督促状

秋田市告示第227号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成19年9月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出納員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
佐藤 英樹	嶋田 博和	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。

秋田市告示第228号

次の参加差押通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該参加差押通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年9月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市新屋松美ガ丘南町2番1号
相 崎 敦 志
- 2 送達する書類名
参加差押通知書 1通

秋田市告示第229号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年9月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成19年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第230号

次の債権差押調書（謄本）および配当計算書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該債権差押調書（謄本）および配当計算書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年9月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市外旭川字八幡田152番地4 レジデンス八幡2-106

- 大 阪 茜
- 2 送達する書類名
債権差押調書（謄本） 1通
配当計算書 1通

秋田市告示第231号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成19年9月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 32台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 21台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成19年8月16日から同年8月31日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成19年9月28日から平成20年3月28日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第232号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づく医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第13条の規定により告示する。

平成19年9月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

診 療 科 目	医 師 氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地
眼科	神 千佳子	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号
内科	金 谷 有 子	御野場病院	秋田市御野場二丁目14番1号

呼吸器外科	中 川 拓	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地 2
眼科	藤 原 聡 之	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地 2

秋田市告示第233号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、平成19年9月17日午後6時25分に秋田市下新城笠岡184戸、下新城岩城110戸に発令した避難勧告を、同年9月18日正午をもって解除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年9月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 解除した住所および戸数

秋田市下新城笠岡 全184戸

秋田市下新城岩城

字後田 全4戸

字下向 全50戸

字上向 全26戸

字馬之丞 全28戸

字高田 全2戸

秋田市告示第234号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、平成19年9月18日午前5時44分に秋田市雄和女米木字川崎8戸に発令した避難勧告を、同年9月18日午後4時30分をもって解除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年9月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 解除した住所および戸数

秋田市雄和女米木字川崎の一部 8戸

秋田市告示第235号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成19年9月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
20939	広面高田15号線	広面字高田64番2地先 広面字高田5番地先	
20940	仁井田本町四丁目1号線	仁井田本町四丁目32番3地先 仁井田本町四丁目22番4地先	
20941	仁井田新田一丁目20号線	仁井田新田一丁目87番3地先 仁井田新田一丁目87番6地先	
20942	仁井田新田一丁目21号線	仁井田新田一丁目87番11地先 仁井田新田一丁目87番14地先	
90463	光進団地9号線	下新城中野字街道端西241番345地先 下新城中野字街道端西241番501地先	
60834	榎田上野4号線	下浜榎田字宮田表122地先 下浜榎田字上野179番5地先	
60835	高德谷地1号線	下浜八田字高德谷地78番1地先 下浜八田字高德谷地106番1地先	
60836	赤坂館腰線	下浜八田字茱萸ノ木65番2地先 下浜八田字館腰86番2地先	

2 縦覧期間

平成19年9月21日から

平成19年10月5日まで

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第236号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成19年9月21日

秋田市道路管理者

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	路線名	起	点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終	点		
市道	広面高田15号線	広面字高田64番2地先	広面字高田5番地先	112.00	4.00 ～ 5.00
市道	仁井田本町四丁目1号線	仁井田本町四丁目32番3地先	仁井田本町四丁目22番4地先	105.00	6.00
市道	仁井田新田一丁目20号線	仁井田新田一丁目87番3地先	仁井田新田一丁目87番6地先	57.00	6.00
市道	仁井田新田一丁目21号線	仁井田新田一丁目87番11地先	仁井田新田一丁目87番14地先	55.00	6.00
市道	光進団地9号線	下新城中野字街道端西241番345地先	下新城中野字街道端西241番501地先	112.00	6.00
市道	榎田上野4号線	下浜榎田字宮田表122地先	下浜榎田字上野179番5地先	604.00	5.00 ～ 10.00
市道	高德谷地1号線	下浜八田字高德谷地78番1地先	下浜八田字高德谷地106番1地先	170.00	5.00 ～ 6.00
市道	赤坂館腰線	下浜八田字茱萸ノ木65番2地先	下浜八田字館腰86番2地先	1,084.00	5.00 ～ 7.00

2 区域決定および供用開始の期日

平成19年9月21日

3 縦覧期間

平成19年9月21日から

平成19年10月5日まで

秋田市告示第237号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成19年9月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：薬局

名称	所在地	指定年月日
さくら薬局 御野場店	秋田市仁井田新田二丁目13番22号	平成19年 10月1日
赤井ごしよの 薬局	秋田市御所野元町五丁目3番4号	平成19年 10月1日
手形 さくら薬局	秋田市広面字蓮沼21番地1	平成19年 10月1日

秋田市告示第238号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名称	所在地	指定年月日
千秋苑ホームヘルパーステーション	秋田市外旭川字神田592番地	平成19年 7月1日

老人保健施設 千秋苑	秋田市外旭川字神田592番地	平成19年 7月1日
有限会社 秋田在宅介護 サービスセンター	秋田市横森一丁目20番30号	平成19年 4月1日
短期入所生活介護 事業所あゆみの里	秋田市豊岩小山字前田表150番地	平成19年 8月1日
アースサポート 株式会社秋田在宅 サービスセンター	秋田市広面字家ノ下98番地3	平成19年 7月1日
ケアセンター 亀はうす	秋田市下北手松崎字岩瀬163番地1	平成19年 7月1日
寿光園ホームヘル プステーション	秋田市寺内後城6番41号	平成19年 8月1日
秋田市八橋老人デ イサービスセンター	秋田市八橋南一丁目8番2号	平成19年 8月1日
寿光園 ショートステイ	秋田市寺内後城6番41号	平成19年 8月1日
デイサービスセン ターあいらんど	秋田市飯島新町一丁目3番15号	平成19年 8月1日
御野場ホームヘル パーステーション	秋田市御野場四丁目3番4号	平成19年 8月29日
ファミリー園 訪問介護事業所	秋田市桜一丁目4番21号	平成19年 8月1日
松下電工 エイジフリー介護 チェーン秋田店	秋田市新屋島木町1番1-125号	平成19年 9月1日
訪問看護ステー ションあきた	秋田市千秋久保田町6番6号	平成19年 9月1日
秋田市旭南老人デ イサービスセンター	秋田市旭南一丁目8番12号	平成19年 9月1日

2 変更

名 称	変更事項 (所在地・名称)		変 更 年月日
	変更前	変更後	
山王たいよう 薬局	山王よつば薬 局	山王たいよう 薬局	平成19年 8月1日
寿光園ショ- トステイ	秋田市寺内字 焼山125番地 2	秋田市寺内後 城6番41号	平成15年 10月1日
寿光園ホーム ヘルプステー ション	秋田市寺内字 焼山125番地 2	秋田市寺内後 城6番41号	平成15年 10月1日
御野場ホーム ヘルパーステー ション	秋田市御野場 二丁目14番1 号	秋田市御野場 四丁目3番4 号	平成17年 11月1日

秋田市告示第239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
山王 歯 科 医 院	秋田市山王一丁目3番18号	平成19年 9月11日

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		千円 5,446,228	千円 58,281	千円 5,504,509
	2 県補助金	2,331,115	58,281	2,389,396
17 財産収入		392,035	37,714	429,749
	2 財産売払収入	155,836	37,714	193,550
20 繰越金		878,200	8,467	886,667
	1 繰越金	878,200	8,467	886,667
21 諸 収 入		6,104,202	11,352	6,115,554

2 変更

名 称	変更事項 (名称)		変 更 年月日
	変更前	変更後	
山王たいよう 薬局	山王よつば薬 局	山王たいよう 薬局	平成19年 8月1日

秋田市告示第240号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
よこもり 整骨院	秋田市横森五丁目1番18号	平成19年 8月1日

秋田市告示第241号

平成19年9月20日の「平成19年8月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成19年度秋田市一般会計補正予算（第2号）

平成19年度秋田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209,814千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,804,436千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

	5 雑入	917,399	11,352	928,751
22 市 債		9,070,200	94,000	9,164,200
	1 市債	9,070,200	94,000	9,164,200
歳 入 合 計		113,594,622	209,814	113,804,436

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 13,712,337	千円 4,391	千円 13,716,728
	1 総務管理費	11,673,409	4,391	11,677,800
3 民 生 費		31,825,174	71,288	31,896,462
	1 社会福祉費	14,500,623	71,288	14,571,911
4 衛 生 費		8,380,354	11,165	8,391,519
	2 保健所費	2,106,587	11,165	2,117,752
8 土 木 費		19,553,101	122,970	19,676,071
	5 都市計画費	6,777,846	122,970	6,900,816
歳 出 合 計		113,594,622	209,814	113,804,436

第2表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
土 地 区 画 整 理 費	927,000	94,000	1,021,000			
計	9,070,200	94,000	9,164,200			

平成19年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）
平成19年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200,950千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,117,085千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 721,800	千円 89,080	千円 810,880
	1 国庫補助金	721,800	89,080	810,880
4 繰 入 金		1,141,166	111,870	1,253,036

	1 繰入金	1,141,166	111,870	1,253,036
歳 入	合 計	1,916,135	200,950	2,117,085

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		千円 1,910,635	千円 200,950	千円 2,111,585
	1 土地区画整理費	1,910,635	200,950	2,111,585
歳 出	合 計	1,916,135	200,950	2,117,085

平成19年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）
平成19年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

2,880千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
18,147,414千円とする。
2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表
歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰越金		千円 4,695	千円 2,880	千円 7,575
	1 繰越金	4,695	2,880	7,575
歳 入	合 計	18,144,534	2,880	18,147,414

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金		千円 4,702	千円 2,880	千円 7,582
	1 償還金及び還付加算金	4,702	2,880	7,582
歳 出	合 計	18,144,534	2,880	18,147,414

秋田市告示第242号

平成19年9月20日の「平成19年8月秋田市議会定例会」におい
て認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成19年9月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成18年度秋田市病院事業会計決算認定の件
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定
により、平成18年度秋田市病院事業会計決算を議会の認定に付す
る。

平成18年度秋田市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 病院事業収益	円 9,042,180,000	円 249,718,000	円 -	円 9,291,898,000	円 9,155,434,987	円 △136,463,013	
第1項 医業収益	8,093,920,000	51,528,000	-	8,145,448,000	7,999,093,335	△146,354,665	(うち、消費税及び地方消費税相当分 8,987,256円)
第2項 医業外収益	948,259,000	197,191,000	-	1,145,450,000	1,155,436,335	9,986,335	(" 2,527,778円)
第3項 特別利益	1,000	999,000	-	1,000,000	905,317	△94,683	

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額	小 計	地方公営企業法第 26条第2項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 病院事業 費	円 9,164,296,000	円 170,546,000	円 -	円 -	円 -	円 9,334,842,000	円 -	円 9,334,842,000	円 9,264,402,654	円 -	円 70,439,346	
第1項 医業費用	8,765,076,000	161,607,000	-	-	-	8,926,683,000	-	8,926,683,000	8,865,806,129	-	60,876,871	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 104,913,850円)
第2項 医業外 費	370,120,000	4,939,000	-	-	-	375,059,000	-	375,059,000	370,283,592	-	4,775,408	
第3項 特別損失	27,100,000	4,000,000	-	-	-	31,100,000	-	31,100,000	28,312,933	-	2,787,067	
第4項 予 備 費	2,000,000	-	-	-	-	2,000,000	-	2,000,000	-	-	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に 比べ決算額 の増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 850,210,000	円 △22,073,000	円 828,137,000	円 -	円 -	円 828,137,000	円 828,136,338	円 △662	
第1項 企 業 債	575,900,000	△22,500,000	553,400,000	-	-	553,400,000	553,400,000	0	
第2項 出 資 金	274,310,000	-	274,310,000	-	-	274,310,000	274,310,000	0	
第3項 固定資産 売却代金	-	427,000	427,000	-	-	427,000	426,338	△662	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 繰越額	合計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 繰越額	合計		
第1款 資本的支出	1,199,762,000	△3,740,000	円 -	1,196,022,000	円 -	円 -	1,196,022,000	1,190,552,549	円 -	円 -	円 -	5,469,451	
第1項 建設改良費	611,157,000	△3,740,000	-	607,417,000	-	-	607,417,000	601,947,947	-	-	-	5,469,053	(うち、消費税及び地方消費税相当分28,659,186円)
第2項 企業債還金	588,605,000	-	-	588,605,000	-	-	588,605,000	588,604,602	-	-	-	398	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額362,416,211円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額831,114円及び過年度分損益勘定留保資金361,585,097円で補てんした。

平成18年度秋田市病院事業損益計算書
(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

	円	円	円
1 医 業 収 益			
(1) 入 院 収 益	4,897,166,573		
(2) 外 来 収 益	2,719,220,459		
(3) そ の 他 医 業 収 益	<u>373,719,047</u>	7,990,106,079	
2 医 業 費 用			
(1) 給 与 費	4,671,892,233		
(2) 材 料 費	2,284,660,816		
(3) 経 費	1,322,614,832		
(4) 減 価 償 却 費	405,219,917		
(5) 資 産 減 耗 費	36,905,645		
(6) 研 究 研 修 費	<u>39,598,836</u>	<u>8,760,892,279</u>	
医 業 損 失			770,786,200
3 医 業 外 収 益			
(1) 他 会 計 負 担 金	929,374,000		
(2) 補 助 金	12,599,000		
(3) そ の 他 医 業 外 収 益	53,474,654		
(4) 他 会 計 補 助 金	<u>157,461,000</u>	1,152,908,654	
4 医 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	263,627,464		
(2) 雑 支 出	<u>203,038,081</u>	<u>466,665,545</u>	686,243,109
経 常 損 失			84,543,091
5 特 別 利 益			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 益	702,975		
(2) 固 定 資 産 売 却 益	<u>202,342</u>	905,317	
6 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損 失	<u>28,312,933</u>	<u>28,312,933</u>	<u>△27,407,616</u>
当 年 度 純 損 失			111,950,707
前 年 度 繰 越 欠 損 金			<u>3,153,297,250</u>
当 年 度 未 処 理 欠 損 金			<u><u>3,265,247,957</u></u>

平成18年度秋田市病院事業剰余金計算書
(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

欠 損 金 の 部		円	円	円
I 欠 損 金				
(1) 前年度未処理欠損金				3,153,297,250
(2) 前年度欠損金処理額				0
繰越欠損金年度末残高				<u>3,153,297,250</u>
(3) 当年度純損失				111,950,707
当年度未処理欠損金				<u>3,265,247,957</u>
資 本 剰 余 金 の 部				
I 受 贈 財 産 評 価 額				
1 前年度末残高		24,138,998		
2 当年度末残高			24,138,998	
II 寄 附 金				
1 前年度末残高		8,660,000		
2 当年度末残高			8,660,000	
III 補 助 金				
1 前年度末残高		398,170,924		
2 当年度末残高			398,170,924	
翌年度繰越資本剰余金				<u>430,969,922</u>

平成18年度秋田市病院事業欠損金処理計算書

	円	円	円
1 当年度未処理欠損金			3,265,247,957
2 欠損金処理額			0
3 翌年度繰越欠損金			<u>3,265,247,957</u>

平成18年度秋田市病院事業貸借対照表
(平成19年3月31日)

資 産 の 部		円	円	円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		201,576,409		
ロ 建 物	10,000,316,145			
減価償却累計額	<u>5,517,150,043</u>	4,483,166,102		
ハ 構 築 物	122,213,086			
減価償却累計額	<u>80,951,887</u>	41,261,199		
ニ 器 械 備 品	4,332,386,255			
減価償却累計額	<u>2,921,382,109</u>	1,411,004,146		
ホ 車 両	5,812,905			
減価償却累計額	<u>5,522,260</u>	290,645		
有形固定資産合計			6,137,298,501	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 電 話 加 入 権		706,500		
無形固定資産合計			<u>706,500</u>	
固定資産合計				<u>6,138,005,001</u>
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 ・ 預 金			631,922,756	
(2) 未 収 金			1,558,200,045	
(3) 有 価 証 券			100,000	

(4) 貯 蔵 品	47,716,594	
流 動 資 産 合 計		2,237,939,395
3 繰 延 勘 定		
(1) 退 職 給 与 金	41,390,000	
繰 延 勘 定 合 計		41,390,000
資 産 合 計		<u>8,417,334,396</u>

		負 債 の 部			
		円	円	円	円
4 固 定 負 債					
(1) 引 当 金		5,500,000			
固 定 負 債 合 計					5,500,000
5 流 動 負 債					
(1) 未 払 金			748,801,641		
(2) 預 り 金			38,786,184		
流 動 負 債 合 計					<u>787,587,825</u>
負 債 合 計					<u>793,087,825</u>
		資 本 の 部			
6 資 本 金					
(1) 自 己 資 本 金			4,618,379,797		
(2) 借 入 資 本 金					
イ 企 業 債		5,840,144,809			
借 入 資 本 金 合 計				<u>5,840,144,809</u>	
資 本 金 合 計					10,458,524,606
7 剰 余 金					
(1) 資 本 剰 余 金					
イ 受 贈 財 産 評 価 額			24,138,998		
ロ 寄 附 金			8,660,000		
ハ 補 助 金			<u>398,170,924</u>		
資 本 剰 余 金 合 計				430,969,922	
(2) 欠 損 金					
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金			<u>3,265,247,957</u>		
欠 損 金 合 計				<u>3,265,247,957</u>	
剰 余 金 合 計					<u>△ 2,834,278,035</u>
資 本 合 計					<u>7,624,246,571</u>
負 債 資 本 合 計					<u>8,417,334,396</u>

平成18年度秋田市水道事業会計決算認定の件 により、平成18年度秋田市水道事業会計決算を議会の認定に付す
 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定 する。

平成18年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
 収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 上水道事業 収 益	円 7,567,000,000	円 △105,934,000	円 -	円 7,461,066,000	円 7,465,038,275	円 3,972,275	
第1項 営業収益	7,466,891,000	△102,484,000	-	7,364,407,000	7,357,897,079	△6,509,921	翌年度繰越額 136,700円 (うち、消費税及び地方消費税相当分 340,430,041円)
第2項 営業外収益	100,099,000	△8,577,000	-	91,522,000	101,034,517	9,512,517	(" 95,548円)

第3項 特別利益	10,000	5,127,000	-	5,137,000	6,106,679	969,679	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 16,344円
第2款 簡易水道事業収益	337,324,000	△11,646,000	-	325,678,000	337,910,206	12,232,206	
第1項 営業収益	258,199,000	△11,646,000	-	246,553,000	258,785,206	12,232,206	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 10,933,206円
第2項 営業外収益	79,125,000	-	-	79,125,000	79,125,000	0	
合計	7,904,324,000	△117,580,000	-	7,786,744,000	7,802,948,481	16,204,481	

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計				
第1款 上水道事業費用	7,244,437,000	△215,461,000	0	-	-	7,028,976,000	172,038,480	7,201,014,480	7,191,076,380	2,350,000	7,588,100	
第1項 営業費用	5,956,206,000	△205,640,000	-	-	-	5,750,566,000	172,038,480	5,922,604,480	5,916,769,555	2,350,000	3,484,925	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 99,060,646円
第2項 営業外費用	1,237,861,000	△9,821,000	1,120,000	-	-	1,229,160,000	-	1,229,160,000	1,229,159,012	-	988	
第3項 特別損失	48,570,000	-	-	-	-	48,570,000	-	48,570,000	45,147,813	-	3,422,187	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 2,128,755円
第4項 予備費	1,800,000	-	△1,120,000	-	-	680,000	-	680,000	-	-	680,000	
第2款 簡易水道事業費用	420,471,000	△1,194,000	-	-	-	419,277,000	-	419,277,000	418,429,610	-	847,390	
第1項 営業費用	301,299,000	△219,000	-	-	-	301,080,000	-	301,080,000	300,811,733	-	268,267	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 5,278,043円
第2項 営業外費用	118,292,000	△975,000	-	-	-	117,317,000	-	117,317,000	117,315,757	-	1,243	
第3項 特別損失	880,000	-	-	-	-	880,000	-	880,000	302,120	-	577,880	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 14,185円
合計	7,664,908,000	△216,655,000	-	-	-	7,448,253,000	172,038,480	7,620,291,480	7,609,505,990	2,350,000	8,435,490	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費繰越額に係る財源充当額	合計			
第1款 上水道資本的収入	1,511,810,000	89,235,000	1,601,045,000	830,163,000	-	2,431,208,000	2,410,164,120	△21,043,880	
第1項 企業債	932,300,000	-	932,300,000	655,900,000	-	1,588,200,000	1,582,100,000	△6,100,000	翌年度繰越額 6,100,000円
第2項 出資金	106,660,000	-	106,660,000	-	-	106,660,000	106,660,000	0	
第3項 補助金	132,042,000	△8,417,000	123,625,000	157,263,000	-	280,888,000	280,888,000	0	

第4項 固定資産売却代金	10,000	22,000	32,000	-	-	32,000	161,520	129,520	(うち、消費税及び地方消費税相当分5,000円)
第5項 負担金及び寄附金	340,798,000	97,630,000	438,428,000	17,000,000	-	455,428,000	440,354,600	△15,073,400	翌年度繰越額11,648,800円 (うち、消費税及び地方消費税相当分16,146,000円)
第2款 簡易水道資本的収入	386,610,000	17,746,000	404,356,000	301,717,000	-	706,073,000	706,073,676	676	
第1項 企業債	179,000,000	16,700,000	195,700,000	183,100,000	-	378,800,000	378,800,000	0	
第2項 出資金	91,068,000	-	91,068,000	-	-	91,068,000	91,068,000	0	
第3項 補助金	109,793,000	△2,278,000	107,515,000	116,617,000	-	224,132,000	224,132,000	0	
第4項 負担金及び寄附金	6,749,000	3,324,000	10,073,000	2,000,000	-	12,073,000	12,073,676	676	(うち、消費税及び地方消費税相当分250,500円)
合計	1,898,420,000	106,981,000	2,005,401,000	1,131,880,000	-	3,137,281,000	3,116,237,796	△21,043,204	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費繰越額	合計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費繰越額	合計		
第1款 上水道資本的支出	4,033,632,000	△205,450,000	円-	3,828,182,000	1,059,413,870	円-	4,887,595,870	4,788,846,353	48,650,000	円-	48,650,000	50,099,517	
第1項 建設改良費	1,946,714,000	△205,450,000	-	1,741,264,000	1,059,413,870	-	2,800,677,870	2,701,928,743	48,650,000	-	48,650,000	50,099,127	(うち、消費税及び地方消費税相当分120,051,492円)
第2項 企業債償還金	2,086,918,000	-	-	2,086,918,000	-	-	2,086,918,000	2,086,917,610	-	-	-	390	
第2款 簡易水道資本的支出	491,860,000	△2,009,000	-	489,851,000	313,787,100	-	803,638,100	803,033,611	-	-	-	604,489	
第1項 建設改良費	310,076,000	△2,009,000	-	308,067,000	313,787,100	-	621,854,100	621,250,499	-	-	-	603,601	(うち、消費税及び地方消費税相当分29,583,355円)
第2項 企業債償還金	181,784,000	-	-	181,784,000	-	-	181,784,000	181,783,112	-	-	-	888	
合計	4,525,492,000	△207,459,000	-	4,318,033,000	1,373,200,970	-	5,691,233,970	5,591,879,964	48,650,000	-	48,650,000	50,704,006	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,475,642,168円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額103,098,534円、減債積立金379,139,911円、過年度分損益勘定留保資金981,849,130円及び当年度分損益勘定留保資金1,011,554,593円で補てんした。

平成18年度秋田市水道事業損益計算書
(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

	円	円	円	円
1 上水道営業収益				
(1) 給水収益	6,663,973,623			
(2) 受託工事収益	197,400,095			
(3) その他営業収益	<u>156,093,320</u>	7,017,467,038		
2 簡易水道営業収益				
(1) 給水収益	214,000,416			
(2) 受託工事収益	28,871,584			
(3) その他営業収益	<u>4,980,000</u>	<u>247,852,000</u>	7,265,319,038	
3 上水道営業費用				

(1) 原水及び浄水費	897,413,006			
(2) 配水費	1,096,728,374			
(3) 給水費	228,792,562			
(4) 受託工事費	368,178,548			
(5) 業務費	662,662,300			
(6) 総係費	537,229,585			
(7) 減価償却費	1,906,573,543			
(8) 資産減耗費	<u>120,130,991</u>	5,817,708,909		
4 簡易水道営業費用				
(1) 給水費	148,231,552			
(2) 減価償却費	<u>147,302,138</u>	<u>295,533,690</u>	<u>6,113,242,599</u>	
営業利益				1,152,076,439
5 上水道営業外収益				
(1) 受取利息及び配当金	75,382			
(2) 他会計補助金	60,599,000			
(3) 雑収益	<u>40,264,620</u>	100,939,002		
6 簡易水道営業外収益				
(1) 他会計補助金	<u>79,125,000</u>	<u>79,125,000</u>	180,064,022	
7 上水道営業外費用				
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	1,040,661,412			
(2) 雑支出	<u>50,346,535</u>	1,091,007,947		
8 簡易水道営業外費用				
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	<u>117,315,757</u>	<u>117,315,757</u>	<u>1,208,323,704</u>	<u>△1,028,259,702</u>
経常利益				123,816,737
9 上水道特別利益				
(1) 固定資産売却益	5,762,990			
(2) 過年度損益修正益	<u>327,345</u>	<u>6,090,335</u>	6,090,335	
10 上水道特別損失				
(1) 固定資産売却損	267,048			
(2) 過年度損益修正損	<u>42,752,010</u>	43,019,058		
11 簡易水道特別損失				
(1) 過年度損益修正損	<u>287,935</u>	<u>287,935</u>	<u>43,306,993</u>	<u>△37,216,658</u>
当年度純利益				86,600,079
前年度繰越利益剰余金				0
当年度未処分利益剰余金				<u>86,600,079</u>

平成18年度秋田市水道事業剰余金計算書
(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

利益剰余金の部		円	円	円
I	減債積立金			
1	前年度末残高	0		
2	前年度繰入額	379,139,911		
3	当年度処分額	<u>379,139,911</u>		
4	当年度末残高		0	
II	建設改良積立金			
1	前年度末残高	21,433,418		
2	当年度末残高		<u>21,433,418</u>	
	積立金合計			<u>21,433,418</u>
III	未処分利益剰余金			
(1)	当年度純利益			<u>86,600,079</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u>86,600,079</u>

資 本 剰 余 金 の 部

I 受 贈 財 産 評 価 額		
1 前 年 度 末 残 高	6,938,853,970	
2 当 年 度 発 生 額	<u>43,593,321</u>	
3 当 年 度 末 残 高		6,982,447,291
II 補 助 金		
1 前 年 度 末 残 高	8,824,567,770	
2 当 年 度 発 生 額	<u>483,368,700</u>	
3 当 年 度 末 残 高		9,307,936,470
III 寄 附 金		
1 前 年 度 末 残 高	10,797,559,010	
2 当 年 度 発 生 額	<u>430,884,072</u>	
3 当 年 度 末 残 高		11,228,443,082
IV そ の 他 資 本 剰 余 金		
1 前 年 度 末 残 高	<u>372,498,235</u>	
2 当 年 度 末 残 高		<u>372,498,235</u>
翌 年 度 繰 越 資 本 剰 余 金		<u><u>27,891,325,078</u></u>

平成18年度秋田市水道事業剰余金処分計算書

	円	円	円
1 当年度末処分利益剰余金			86,600,079
2 利益剰余金処分額			
(1) 減債積立金		<u>86,600,079</u>	<u>86,600,079</u>
3 翌年度繰越利益剰余金			<u><u>0</u></u>

平成18年度秋田市水道事業貸借対照表
(平成19年3月31日)

	資 産 の 部		円	円
	円	円		
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		2,022,721,451		
ロ 建 物	3,997,925,397			
減 価 償 却 累 計 額	<u>1,448,065,229</u>	2,549,860,168		
ハ 構 築 物	74,788,238,628			
減 価 償 却 累 計 額	<u>22,586,678,330</u>	52,201,560,298		
ニ 機 械 及 び 装 置	12,949,762,305			
減 価 償 却 累 計 額	<u>9,317,018,970</u>	3,632,743,335		
ホ 車 両 運 搬 具	88,987,896			
減 価 償 却 累 計 額	<u>75,424,523</u>	13,563,373		
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	300,891,434			
減 価 償 却 累 計 額	<u>220,228,180</u>	80,663,254		
ト 建 設 仮 勘 定		<u>117,919,938</u>		
有 形 固 定 資 産 合 計			60,619,031,817	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 庁 舎 利 用 権		2,053,856		
ロ 電 話 加 入 権		5,504,600		
ハ ダ ム 使 用 権		4,306,218,324		
ニ 専 用 橋 利 用 権		163,507,789		
ホ 施 設 利 用 権		<u>22,589,562</u>		
無 形 固 定 資 産 合 計			<u>4,499,874,131</u>	
固 定 資 産 合 計				65,118,905,948

2 流 動 資 産

(1) 現 金 ・ 預 金	3,594,075,071	
(2) 未 収 金	759,219,768	
(3) 貯 蔵 品	43,930,182	
(4) 前 払 金	11,570,000	
(5) そ の 他 流 動 資 産	<u>2,274,000</u>	
流 動 資 産 合 計		<u>4,411,069,021</u>
資 産 合 計		<u>69,529,974,969</u>

負 債 の 部

円 円 円

3 固 定 負 債

(1) 引 当 金	<u>1,934,915,467</u>	
固 定 負 債 合 計		1,934,915,467

4 流 動 負 債

(1) 未 払 金	1,032,177,915	
(2) 預 り 金	192,388,433	
(3) そ の 他 の 流 動 負 債	<u>2,274,000</u>	
流 動 負 債 合 計		<u>1,226,840,348</u>
負 債 合 計		3,161,755,815

資 本 の 部

5 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金	6,677,954,927	
(2) 借 入 資 本 金		
イ 企 業 債	<u>31,690,905,652</u>	
借 入 資 本 金 合 計		<u>31,690,905,652</u>
資 本 金 合 計		36,368,860,579

6 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	6,982,447,291	
ロ 補 助 金	9,307,936,470	
ハ 寄 附 金	11,228,443,082	
ニ その他 資本 剰 余 金	<u>372,498,235</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		27,891,325,078
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 建 設 改 良 積 立 金	21,433,418	
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>86,600,079</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>108,033,497</u>
剰 余 金 合 計		<u>27,999,358,575</u>
資 本 合 計		<u>66,368,219,154</u>
負 債 資 本 合 計		<u>69,529,974,969</u>

平成18年度秋田市下水道事業会計決算認定の件
 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定
 により、平成18年度秋田市下水道事業会計決算を議会の認定に付
 する。

平成18年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業 収 益	円 10,001,572,000	円 47,584,000	円 -	円 10,049,156,000	円 10,117,539,869	円 68,383,869	
第1項 営業収益	7,643,218,000	△44,795,000	-	7,598,423,000	7,622,932,881	24,509,881	(うち、消費税及び地方消費税相当分 251,321,501円)
第2項 営業外収益	2,358,352,000	28,601,000	-	2,386,953,000	2,389,231,330	2,278,330	(" 11,154円)
第3項 特別利益	2,000	63,778,000	-	63,780,000	105,375,658	41,595,658	(" 5,007,514円)

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 下水道事業 費 用	円 9,843,644,000	円 △108,455,000	円 -	円 -	円 -	円 9,735,189,000	円 -	円 9,735,189,000	円 9,665,133,714	円 -	円 70,055,286	
第1項 営業費用	6,589,196,000	△56,338,000	-	-	-	6,532,858,000	-	6,532,858,000	6,497,124,533	-	35,733,467	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 118,383,324円)
第2項 営業外 費 用	3,216,597,000	△63,001,000	-	-	-	3,153,596,000	-	3,153,596,000	3,131,489,115	-	22,106,885	
第3項 特別損失	35,301,000	10,884,000	-	-	-	46,185,000	-	46,185,000	36,520,066	-	9,664,934	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 1,460,540円)
第4項 予 備 費	2,550,000	-	-	-	-	2,550,000	-	2,550,000	-	-	2,550,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に 比べ決算額 の増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費 繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 8,340,187,000	円 △1,331,959,000	円 7,008,228,000	円 3,432,900,000	円 -	円 10,441,128,000	円 8,792,343,385	円 △1,648,784,615	
第1項 企業債	5,601,900,000	△1,302,500,000	4,299,400,000	2,464,200,000	-	6,763,600,000	5,728,200,000	△1,035,400,000	翌年度繰越額 1,035,400,000円
第2項 出 資 金	1,023,741,000	-	1,023,741,000	-	-	1,023,741,000	1,023,741,000	0	
第3項 補 助 金	1,092,300,000	-	1,092,300,000	968,700,000	-	2,061,000,000	1,618,000,000	△443,000,000	翌年度繰越額 443,000,000円
第4項 負 担 金	622,245,000	△31,466,000	590,779,000	-	-	590,779,000	420,394,185	△170,384,815	翌年度繰越額 55,660,000円
第5項 固定資産 売却代金	1,000	2,007,000	2,008,000	-	-	2,008,000	2,008,200	200	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 8,200円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合計		
第1款 資本的支出	11,905,705,000	△1,298,480,000	円 -	10,607,225,000	3,744,043,000	円 -	14,351,268,000	12,461,030,155	1,789,789,000	円 -	1,789,789,000	100,448,845	
第1項 建設改良費	4,800,935,000	△281,792,000	-	4,519,143,000	3,744,043,000	-	8,263,186,000	6,372,948,993	1,789,789,000	-	1,789,789,000	100,448,007	(うち、消費税及び地方消費税相当分276,902,163円)
第2項 企業債還金	7,104,770,000	△1,016,688,000	-	6,088,082,000	-	-	6,088,082,000	6,088,081,162	-	-	-	838	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,668,686,770円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額121,460,560円、減債積立金268,646,564円、過年度分損益勘定留保資金325,006,961円及び当年度分損益勘定留保資金2,953,572,685円で補てんした。

平成18年度秋田市下水道事業損益計算書
(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

	円	円	円
1 営業収益			
(1) 下水道使用料	5,033,835,380		
(2) 他会計負担金	2,337,356,000		
(3) その他営業収益	420,000	7,371,611,380	
2 営業費用			
(1) 管渠費	399,329,635		
(2) ポンプ場費	213,269,313		
(3) 処理場費	944,858,998		
(4) 流域下水道費	1,005,146,055		
(5) 業務費	232,924,057		
(6) 総係費	193,202,249		
(7) 減価償却費	3,349,716,961		
(8) 資産減耗費	40,293,941	6,378,741,209	
営業利益			992,870,171
3 営業外収益			
(1) 他会計補助金	2,378,753,000		
(2) 補助金	1,101,609		
(3) 雑収益	9,365,646	2,389,220,255	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	3,091,003,715		
(2) 雑支出	25,449,734	3,116,453,449	△727,233,194
経常利益			265,636,977
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	100,368,144	100,368,144	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	4,347,091		
(2) 過年度損益修正損	30,712,435	35,059,526	65,308,618
当年度純利益			330,945,595
前年度繰越利益剰余金			0
当年度未処分利益剰余金			330,945,595

平成18年度秋田市下水道事業剰余金計算書
(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

		利 益 剰 余 金 の 部		
		円	円	円
I	減 債 積 立 金			
1	前 年 度 末 残 高	0		
2	前 年 度 繰 入 額	268,646,564		
3	当 年 度 処 分 額	<u>268,646,564</u>		
4	当 年 度 末 残 高		<u>0</u>	
	積 立 金 合 計			<u>0</u>
II	未 処 分 利 益 剰 余 金			
(1)	当 年 度 純 利 益			<u>330,945,595</u>
	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			<u>330,945,595</u>
		資 本 剰 余 金 の 部		
I	再 評 価 積 立 金			
1	前 年 度 末 残 高		<u>65,065,086</u>	
2	当 年 度 末 残 高			65,065,086
II	受 贈 財 産 評 価 額			
1	前 年 度 末 残 高		11,901,863,802	
2	当 年 度 発 生 高		<u>129,389,411</u>	
3	当 年 度 末 残 高			12,031,253,213
III	負 担 金			
1	前 年 度 末 残 高		7,720,386,391	
2	当 年 度 発 生 高		535,606,859	
3	当 年 度 処 分 額		<u>157,778,390</u>	
4	当 年 度 末 残 高			8,098,214,860
IV	寄 附 金			
1	前 年 度 末 残 高		<u>2,749,899</u>	
2	当 年 度 末 残 高			2,749,899
V	補 助 金			
1	前 年 度 末 残 高		57,399,941,511	
2	当 年 度 発 生 高		1,618,000,000	
3	当 年 度 処 分 額		<u>183,813,757</u>	
4	当 年 度 末 残 高			<u>58,834,127,754</u>
	翌 年 度 繰 越 資 本 剰 余 金			<u>79,031,410,812</u>

平成18年度秋田市下水道事業剰余金処分計算書

		円	円	円
1	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			330,945,595
2	利 益 剰 余 金 処 分 額			
(1)	減 債 積 立 金		<u>330,945,595</u>	<u>330,945,595</u>
3	翌 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			<u>0</u>

平成18年度秋田市下水道事業貸借対照表
(平成19年3月31日)

		資 産 の 部		
		円	円	円
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		1,507,500,014	
	ロ 建 物	4,329,892,317		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>277,474,877</u>	4,052,417,440	

ハ 構 築 物	175,612,244,602		
減 価 償 却 累 計 額	<u>12,261,416,798</u>	163,350,827,804	
ニ 機 械 及 び 装 置	19,466,406,571		
減 価 償 却 累 計 額	<u>2,075,214,294</u>	17,391,192,277	
ホ 車 両 運 搬 具	24,813,369		
減 価 償 却 累 計 額	<u>19,551,706</u>	5,261,663	
ハ 工 具、器 具 及 び 備 品	24,545,166		
減 価 償 却 累 計 額	<u>14,481,132</u>	10,064,034	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>388,320,912</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計			186,705,584,144
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 施 設 利 用 権		9,839,922,106	
ロ 電 話 加 入 権		11,853,600	
ハ 地 上 権		<u>1,618,501</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計			<u>9,853,394,207</u>
固 定 資 産 合 計			196,558,978,351
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 ・ 預 金		1,090,334,543	
(2) 未 収 金		1,816,261,517	
(3) 前 払 金		332,180,000	
(4) そ の 他 流 動 資 産		<u>2,024,000</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>3,240,800,060</u>
資 産 合 計			<u>199,799,778,411</u>

※この他に次年度以降分割納付分として受益者負担金181,558,792円及び分担金9,074,800円を予定している。

		負 債 の 部		資 本 の 部	
		円	円	円	円
3 固 定 負 債					
(1) 企 業 債			694,381,512		
(2) 引 当 金			<u>192,495,000</u>		
固 定 負 債 合 計					886,876,512
4 流 動 負 債					
(1) 未 払 金			1,929,475,485		
(2) そ の 他 流 動 負 債			<u>2,888,726</u>		
流 動 負 債 合 計					<u>1,932,364,211</u>
負 債 合 計					2,819,240,723
5 資 本					
(1) 自 己 資 本 金			15,030,270,624		
(2) 借 入 資 本 金					
イ 企 業 債		102,587,910,657			
借 入 資 本 金 合 計			<u>102,587,910,657</u>		
資 本 金 合 計					117,618,181,281
6 剰 余 金					
(1) 資 本 剰 余 金					
イ 再 評 価 積 立 金		65,065,086			
ロ 受 贈 財 産 評 価 額		12,031,253,213			
ハ 負 担 金		8,098,214,860			
ニ 寄 附 金		2,749,899			
ホ 補 助 金		<u>58,834,127,754</u>			
資 本 剰 余 金 合 計				79,031,410,812	
(2) 利 益 剰 余 金					
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		<u>330,945,595</u>			

利益剰余金合計	330,945,595
剰余金合計	79,362,356,407
資本合計	196,980,537,688
負債資本合計	199,799,778,411

秋田市告示第243号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成19年 9月27日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	新旧別	路線名	区 域	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	土崎駅前線	秋田市土崎港中央六丁目375番2地先	400.00	18.00
			秋田市土崎港中央三丁目154番1地先		88.00
	新	土崎駅前線	秋田市土崎港中央六丁目375番2地先	397.60	18.00
			秋田市土崎港中央三丁目154番1地先		108.90

2 縦覧期間

平成19年 9月27日から

平成19年10月10日まで

2項の規定に基づき、告示する。

平成19年 9月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第244号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年 9月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税督促状

変更前の町および字の区域	変更後の町および字の区域
桜二丁目 120の2の一部、125の1の一部、 125の2、125の3および126の3	秋田市桜ガ丘一丁目
下北手桜字袖ノ沢 121の1、123の1、123の3、124 の1、124の3および124の4	

秋田市告示第246号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成19年 9月28日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第245号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の町および字の区域を次のとおり変更するので、同条第

1 道路の供用開始の区域

整理番号	路線名	供 用 開 始 区 間
1070	飯島金足線	秋田市飯島前田表34番地先 秋田市下新城中野字嶋合81番地先

2 供用開始の期日

平成19年 9月28日

3 縦覧期間

平成19年 9月28日から

平成19年10月11日まで

づき、告示する。

下記の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成19年 9月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第247号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定に基

記

変更前の字の区域	変更後の字の区域
秋田市河辺大沢字中田 1 から17まで、18の1、18の2、19の1、19の2、20、21の一部、22から25まで、26の一部、27、28の一部、29の一部、30の一部、39の一部、40の一部、41の一部、42の一部、51の1の一部、51の2の一部、52の1、52の2 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部	秋田市河辺大沢字堂ノ下
秋田市河辺大沢字治郷沢 41、43から53まで、71、73から87まで、89、90、92およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部	
秋田市河辺大沢字中島 100の一部、101の一部、101の1の一部、102の一部、103の一部、104から106まで、107の一部、162の93の一部、162の94の一部、162の95から162の114まで、162の115の一部、162の116の一部、162の117の一部、162の118の一部、162の127の一部、162の128から162の151まで、163の54の一部、163の55およびこれらの区域に隣接介在する無番地国有地（財務省所管）の一部ならびにこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部	
秋田市河辺大沢字苗代沢 2の一部およびこれに隣接する道路である法定外公共物の全部	秋田市河辺大沢字中田
秋田市河辺大沢字中島 54の3、55、56の1、57の1、58、59の1、60の1、61の3、63の3、64の2、65の1、66の2、67の1、67の2、68の一部、69の一部、71の一部、72の一部およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部	
秋田市河辺大沢字中田 21の一部、26の一部、28の一部、29の一部、30の一部、31から38まで、39の一部、40の一部、41の一部、42の一部、43の1の一部、44の2の一部、51の1の一部およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部	
秋田市河辺大沢字川向 2の2、3、4 およびこれらの区域	
秋田市河辺大沢字苗代沢 1の2の一部、2の一部およびこれらの区域	秋田市河辺大沢字中島

秋田市告示第248号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定により定めた、本市収納代理金融機関の名称を、下記のとおり変更するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

平成19年9月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久
記

- 1 新 名 称 株式会社ゆうちょ銀行
- 2 旧 名 称 日本郵政公社
- 3 変更年月日 平成19年10月1日

教 委 告 示

秋田市教委告示第13号

平成19年9月26日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成19年9月13日

秋田市教育委員会
委員長 高 田 生 子

選 管 告 示

秋市選管告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成19年9月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 50分の1の数 5,399人
- 2 3分の1の数 89,971人

秋市選管告示第64号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により、平成19年4月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法192条第1項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成19年9月13日

秋田市選挙管理委員会

- 委員長 古 谷 隆 一
- 1 選挙の種類
平成19年4月22日執行 秋田市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限

- 額 (法定選挙運動費用額)
- 5,424,900円
- 3 報告書の要旨
別紙のとおり

候補者氏名	相原政志	所属党派	無所属	期間	1月24日から 5月1日まで	第1回分
出納責任者氏名	天野政美					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
新しい政治をつくる会		2,720,000
阿部桂子	会社員	15,000
尾形香織	会社員	15,000
布目美千代	会社員	15,000
菅生友子	会社員	15,000
渡部なつみ	会社員	15,000
佐藤梢	会社員	15,000
芦野康子	会社員	15,000
相原政志後援会		154,000
三浦絵里子	無職	105,000

その他の寄附 件 円

その他の収入

今回計	3,084,000
前回計	
総計	3,084,000

【支出】

人件費	455,000
家屋費	
選挙事務所費	140,000
集会会場費	
通信費	14,000
交通費	
印刷費	557,760
広告費	580,640
文具費	40,657
食糧費	202,592
休泊費	
雑費	86,884

今回計	2,077,533
前回計	
総計	2,077,533

報告書受理年月日 平成19年5月1日 第1回報告分

候補者氏名	相場金二	所属党派	無所属	期間	4月14日から 5月5日まで	第1回分
出納責任者氏名	相場春雄					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
相場金二後援会		66,022
相場秀夫		11,000
塚田美術印刷	印刷業	68,628

【支出】

人件費	676,500
家屋費	
選挙事務所費	42,781
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	756,500
広告費	271,000
文具費	
食糧費	215,618
休泊費	
雑費	78,022

その他の寄附	1件	
	6,550円	
その他の収入	1,888,221	
今 回 計	2,040,421	
前 回 計		
総 計	2,040,421	

今 回 計	2,040,421
前 回 計	
総 計	2,040,421

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	赤坂 光 一	所属党派	無所属	期間	2月9日から	第1回分
出納責任者氏名	藤澤 浩				5月1日まで	

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
藤沢キク	無職	100,000
秋田市歯科医師会政治連盟		50,000
高橋昌一		20,000

【支出】

人件費	227,000
家屋費	
選挙事務所費	7,778
集会会場費	
通信費	52,281
交通費	
印刷費	873,600
広告費	339,582
文具費	30,472
食糧費	89,215
宿泊費	
雑費	

その他の寄附	10件	
	100,000円	
その他の収入	800,000	
今 回 計	1,070,000	
前 回 計		
総 計	1,070,000	

今 回 計	1,619,928
前 回 計	
総 計	1,619,928

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	芦田 晃 敏	所属党派	無所属	期間	4月1日から	第1回分
出納責任者氏名	鍵田 良 雄				5月1日まで	

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円

【支出】

人件費	428,800
家屋費	
選挙事務所費	73,500
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	614,000

広告費	123,020
文具費	3,216
食糧費	114,600
休泊費	
雑費	19,241

その他の寄附	13件
	130,000円
その他の収入	3,000,000
今回計	3,130,000
前回計	
総計	3,130,000

今回計	1,376,377
前回計	
総計	1,376,377

報告書受理年月日 平成19年 5 月 1 日 第 1 回報告分

候補者氏名	芦田 晃 敏	所属党派	無所属	期間 5月2日から 5月19日まで 第2回分
出納責任者氏名	鍵田 良 雄			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円

【支出】

人件費	
家屋費	
選挙事務所費	62,982
集会会場費	
通信費	11,668
交通費	
印刷費	
広告費	
文具費	
食糧費	
休泊費	
雑費	38,175

その他の寄附	件
	円
その他の収入	
今回計	0
前回計	3,130,000
総計	3,130,000

今回計	112,825
前回計	1,376,377
総計	1,489,202

報告書受理年月日 平成19年 5 月 25 日 第 2 回報告分

候補者氏名	石 岡 大 輔	所属党派	無所属	期間	4月15日から 4月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	石 岡 真理子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
柴田育浩	自営業	30,000
山岸明日実	会社員	20,000
石岡真理子	主婦	60,000

その他の寄附 2 件
7,390円

その他の収入	500,000
今 回 計	617,390
前 回 計	
総 計	617,390

【支出】

人件費	110,000
家屋費	
選挙事務所費	
集合会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	273,000
広告費	8,712
文具費	25,749
食糧費	2,498
休泊費	
雑費	

今 回 計	419,959
前 回 計	
総 計	419,959

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	石 川 平 臣	所属党派	無所属	期間	3月1日から 4月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	斎 藤 嘉 憲					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
石川平臣後援会		130,000
宇佐美純一	会社役員	22,000

その他の寄附 件
 円

【支出】

人件費	816,000
家屋費	
選挙事務所費	286,352
集合会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	731,850
広告費	500,800
文具費	16,035
食糧費	293,655
休泊費	
雑費	74,943

その他の寄附		件 円
その他の収入		
今 回 計	1,841,056	
前 回 計		
総 計	1,841,056	

今 回 計	2,401,056
前 回 計	
総 計	2,401,056

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	石 塚 満	所属党派	日本共産党	期間 4月12日から 4月30日まで 第1回分
出納責任者氏名	田 中 龍 夫			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
日本共産党秋田地区委員会		314,758

【支出】

人件費	
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	645,744
広告費	177,870
文具費	4,680
食糧費	44,000
宿泊費	
雑費	4,208

その他の寄附 件
円

その他の収入		
今 回 計	314,758	
前 回 計		
総 計	314,758	

今 回 計	876,502
前 回 計	
総 計	876,502

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	伊 藤 巧 一	所属党派	無所属	期間 1月29日から 5月1日まで 第1回分
出納責任者氏名	伊 藤 廣 利			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
旬古屋興業	建設業	104,000
木村イネ子	主婦	70,000
伊藤初美	主婦	50,000
伊藤電気	電気設備	55,000

【支出】

人件費	470,000
家屋費	
選挙事務所費	305,613
集会会場費	
通信費	211,577

交通費	
印刷費	750,744
広告費	436,875
文具費	60,269
食糧費	169,859
休泊費	
雑費	45,997

その他の寄附	件 円
その他の収入	1,962,934
今 回 計	2,241,934
前 回 計	
総 計	2,241,934

今 回 計	2,450,934
前 回 計	
総 計	2,450,934

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	猪股竹作	所属党派	無所属	期間 4月3日から 4月27日まで 第1回分
出納責任者氏名	小林道男			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
社会民主党秋田県連合		156,250
社会民主党秋田県支部		156,250

【支出】

人件費	630,000
家屋費	
選挙事務所費	3,300
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	729,900
広告費	159,390
文具費	7,607
食糧費	38,070
休泊費	
雑費	4,518

その他の寄附	1 件 5,586円
その他の収入	1,400,000
今 回 計	1,718,086
前 回 計	
総 計	1,718,086

今 回 計	1,572,785
前 回 計	
総 計	1,572,785

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

佐藤 修	会社役員	50,000
齊藤金三郎	自営	50,000
武藤 勉	自営	50,000
吉野祐子	会社員	16,000
中村トシ	無職	16,000
深澤済子	会社員	16,000
その他の寄附	13件	128,000円
その他の収入		2,000,000
今 回 計		3,981,500
前 回 計		
総 計		3,981,500

今 回 計	2,793,312
前 回 計	
総 計	2,793,312

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	岩谷 政 良	所属党派	無所属	期間	4月8日から	第1回分
出納責任者氏名	佐藤 光 信				5月2日まで	

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
石川兼三	自営業	50,000
榎林秀男	自営業	30,000
佐藤 栄	会社役員	20,000
池田昌憲	会社役員	70,000
石川一呂	自営業	70,000
下田一春	無職	70,000
畠山秀昭	無職	70,000
片岡一彦	無職	50,000
佐々木正信	無職	50,000
小山春生	無職	30,000
山方小春	無職	40,000
倉嶋志津子	無職	30,000
菅原フサ子	無職	70,000
船木美雪	無職	60,000
福田恵子	無職	60,000
塚田美術印刷		68,800
その他の寄附	件	円
その他の収入		1,000,000
今 回 計		1,838,800
前 回 計		
総 計		1,838,800

【支出】

人件費	775,000
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	715,500
広告費	489,300
文具費	6,018
食糧費	26,680
宿泊費	
雑費	7,000
今 回 計	2,019,498
前 回 計	
総 計	2,019,498

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	宇佐美 洋二朗	所属党派	社会民主党	期間	1月30日から	第1回分
出納責任者氏名	仙 葉 久				5月2日まで	

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
社会民主党秋田県連合		312,500

【支出】

人件費	210,000
家屋費	

社会民主党秋田県秋田支部		312,500

その他の寄附	件
	円
その他の収入	1,600,000
今 回 計	2,225,000
前 回 計	
総 計	2,225,000

選挙事務所費	100,000
集会会場費	
通信費	10,000
交通費	
印刷費	792,900
広告費	645,750
文具費	
食糧費	55,314
休泊費	
雑費	15,000

今 回 計	1,828,964
前 回 計	
総 計	1,828,964

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	榎 清	所属党派	無所属	期間 3月5日から 4月23日まで 第1回分
出納責任者氏名	伊藤 二郎			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
榎 忠治	無職	200,000
榎ヒナ子	農業	35,000
くまがい印刷(株)	印刷業	40,000
（有）斉藤写真館	印刷業	138,256

【支出】

人件費	515,000
家屋費	
選挙事務所費	105,356
集会会場費	
通信費	
交通費	11,920
印刷費	740,000
広告費	389,000
文具費	
食糧費	98,451
休泊費	
雑費	19,440

その他の寄附	件
	円
その他の収入	1,000,000
今 回 計	1,413,256
前 回 計	
総 計	1,413,256

今 回 計	1,879,167
前 回 計	
総 計	1,879,167

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	近江喜博	所属党派	公明党	期間	3月28日から 5月1日まで	第1回分
出納責任者氏名	加藤美津枝					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
公明党秋田第一総支部	政党	1,723,577

その他の寄附 1件
円

その他の収入

今回計	1,723,577
前回計	
総計	1,723,577

【支出】

人件費	288,200
家屋費	
選挙事務所費	421,150
集会会場費	
通信費	80,000
交通費	35,693
印刷費	653,619
広告費	307,000
文具費	76,578
食糧費	343,059
休泊費	
雑費	80,022

今回計	2,285,321
前回計	
総計	2,285,321

報告書受理年月日 平成19年5月7日 第1回報告分

候補者氏名	小木田喜美雄	所属党派	無所属	期間	2月11日から 5月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	佐藤満次					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
東北マテックス(株)	会社	50,000
朝倉吉之助	無職	20,000
佐藤恭一	自営業	150,000
徳田秀夫	商業	300,000
菅原秋夫	無職	30,000
渡辺新	会社員	40,000
小木田和美	無職	70,000

その他の寄附 1件
6円

【支出】

人件費	440,000
家屋費	
選挙事務所費	160,500
集会会場費	
通信費	15,764
交通費	
印刷費	672,000
広告費	199,275
文具費	25,875
食糧費	73,494
休泊費	
雑費	131,932

その他の収入	1,160,000
今 回 計	1,820,006
前 回 計	
総 計	1,820,006

今 回 計	1,718,840
前 回 計	
総 計	1,718,840

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	小野寺 誠	所属党派	自由民主党	期間 3月15日から 5月1日まで 第1回分
出納責任者氏名	齊 藤 左武郎			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円

【支出】

人件費	511,000
家屋費	
選挙事務所費	30,000
集会会場費	
通信費	9,321
交通費	
印刷費	634,500
広告費	388,920
文具費	500
食糧費	266,500
休泊費	
雑費	46,038

その他の寄附 件 円

その他の収入	2,000,000
今 回 計	2,000,000
前 回 計	
総 計	2,000,000

今 回 計	1,886,779
前 回 計	
総 計	1,886,779

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	小 原 讓	所属党派	無所属	期間 4月1日から 4月21日まで 第1回分
出納責任者氏名	菊 地 公 明			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
藤島 昇	商業	42,000
舘岡勝子	無職	70,000
秋田協同印刷	印刷業	28,800

【支出】

人件費	455,000
家屋費	
選挙事務所費	92,000
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	680,000
広告費	408,000
文具費	2,227
食糧費	76,000
休泊費	
雑費	

その他の寄附	件 円
その他の収入	2,000,000
今回計	2,140,800
前回計	
総計	2,140,800

今回計	1,713,227
前回計	
総計	1,713,227

報告書受理年月日 平成19年5月2日 第1回報告分

候補者氏名	加賀屋 千鶴子	所属党派	日本共産党	期間 4月14日から 4月30日まで 第1回分
出納責任者氏名	中川 庄司			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
日本共産党秋田地区委員会		231,889

【支出】

人件費	
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	624,744
広告費	135,870
文具費	840
食糧費	24,865
宿泊費	
雑費	7,314

その他の寄附	件 円
その他の収入	
今回計	231,889
前回計	
総計	231,889

今回計	793,633
前回計	
総計	793,633

報告書受理年月日 平成19年5月7日 第1回報告分

候補者氏名	加賀谷 正美	所属党派	無所属	期間 3月1日から 5月6日まで 第1回分
出納責任者氏名	佐藤 真一			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
秋田市歯科医師政治連盟	歯科医師連盟	50,000

【支出】

人件費	535,000
家屋費	
選挙事務所費	399,672
集会会場費	
通信費	40,012

その他の寄附	3 件 30,000円
その他の収入	2,500,000
今 回 計	2,580,000
前 回 計	
総 計	2,580,000

交通費	
印刷費	718,200
広告費	100,800
文具費	47,599
食糧費	234,820
休泊費	
雑費	187,999

今 回 計	2,264,102
前 回 計	
総 計	2,264,102

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	鎌 田 修 悦	所属党派	自由民主党	期間 11月2日から 4月26日まで 第1回分
出納責任者氏名	三 浦 智			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
自由民主党秋田県秋田市第五支部		3,000,000

その他の寄附	件 円
その他の収入	
今 回 計	3,000,000
前 回 計	
総 計	3,000,000

【支出】

人件費	577,000
家屋費	
選挙事務所費	208,005
集会会場費	
通信費	44,505
交通費	
印刷費	925,470
広告費	663,600
文具費	11,640
食糧費	
休泊費	32,000
雑費	2,773

今 回 計	2,464,993
前 回 計	
総 計	2,464,993

報告書受理年月日 平成19年 4 月 26 日 第 1 回報告分

候補者氏名	菊 地 達 雄	所属党派	無所属	期間	3月10日から 5月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	柏 崎 正 毅					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
厚生ビル管理(株)他	ビル管理	1,000,000
秋田印刷製本(株)	印刷業	68,800

その他の寄附 件 円

その他の収入	2,500,000
今 回 計	3,568,800
前 回 計	
総 計	3,568,800

【支出】

人件費	630,000
家屋費	
選挙事務所費	382,500
集会会場費	
通信費	129,576
交通費	
印刷費	1,719,545
広告費	552,300
文具費	18,603
食糧費	186,282
休泊費	
雑費	34,575

今 回 計	3,653,381
前 回 計	
総 計	3,653,381

報告書受理年月日 平成19年5月7日 第1回報告分

候補者氏名	岸 茂 紀	所属党派	無所属	期間	4月1日から 5月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	岸 茂 紀					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
樽川 裕	建設設計	20,000
徳原 豊	建設業	126,000
松村裕子	無職	70,000
堀井好治	無職	70,000
佐藤誠一	農業	70,000
田中俊男	会社員	30,000
宮城庄平	会社員	30,000
雲雀昭二郎	会社員	20,000
二田忠俊	無職	20,000
鎌田惣吉	無職	20,000
関口志津夫	会社員	20,000
山本善昭	会社員	20,000
伊藤良治	団体役員	20,000
三浦征雄	会社員	20,000
相場忠次	会社員	20,000
八柳昭三	無職	20,000
佐藤 久	農業	20,000

【支出】

人件費	800,000
家屋費	
選挙事務所費	136,815
集会会場費	
通信費	13,563
交通費	
印刷費	677,500
広告費	470,000
文具費	4,718
食糧費	11,653
休泊費	
雑費	

その他の寄附	16件	
	82,000円	
その他の収入	2,000,000	
今 回 計	2,082,000	
前 回 計		
総 計	2,082,000	

休泊費	
雑費	26,464
今 回 計	2,449,527
前 回 計	
総 計	2,449,527

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	熊 谷 重 隆	所属党派	自由民主党	期間	3月25日から	第 1 回分
出納責任者氏名	熊 谷 久 男				5月1日まで	

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
名古屋昇	無職	70,000
辻永武美	無職	70,000
熊谷文雄	無職	70,000
小山利雄	無職	70,000
門脇長毅	無職	70,000
熊谷光子	無職	70,000
高橋善孝	無職	60,000
佐々木信孝	無職	40,000

【支出】

人件費	1,235,000
家屋費	
選挙事務所費	150,326
集会会場費	
通信費	23,863
交通費	
印刷費	637,500
広告費	347,655
文具費	735
食糧費	200,707
休泊費	
雑費	375,222
今 回 計	2,971,008
前 回 計	
総 計	2,971,008

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	倉 田 芳 浩	所属党派	無所属	期間	4月1日から	第 1 回分
出納責任者氏名	倉 田 光 子				5月5日まで	

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
中嶋秋人	自営業	13,000
川口 賢	会社員	115,150

【支出】

人件費	139,500
家屋費	
選挙事務所費	13,000

(株)ディーノ 長門紀幸	会社経営	25,000

	集合会場費
	通信費
	交通費
	印刷費
	586,744
	広告費
	159,440
	文具費
	4,134
	食糧費
	39,773
	休泊費
	雑費
	53,478

その他の寄附	2件
	15,000円
その他の収入	300,000
今回計	468,150
前回計	
総計	468,150

今回計	996,069
前回計	
総計	996,069

報告書受理年月日 平成19年 5月 7日 第1回報告分

候補者氏名	小林 一 夫	所属党派	無所属	期間	3月25日から	第1回分
出納責任者氏名	中 村 徹				5月6日まで	

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円

【支出】

	人件費	72,000
	家屋費	
	選挙事務所費	196,000
	集合会場費	
	通信費	1,904
	交通費	
	印刷費	591,500
	広告費	100,000
	文具費	
	食糧費	102,586
	休泊費	
	雑費	58,227

その他の寄附	件
	円
その他の収入	1,500,000
今回計	1,500,000
前回計	
総計	1,500,000

今回計	1,122,217
前回計	
総計	1,122,217

報告書受理年月日 平成19年 5月 7日 第1回報告分

候補者氏名	齊藤善悦	所属党派	自由民主党	期間	2月5日から 4月27日まで	第1回分
出納責任者氏名	牧野正則					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
新星会 代表 齊藤専一郎		60,000
柏谷英喜	会社社長	50,000
石澤 徹	会社社長	50,000
齊藤善孝	会社員	250,000
木村善廣	会社員	250,000
(有)矢留印刷センター	印刷業	72,240

その他の寄附

件
円

その他の収入	1,667,671
今 回 計	2,399,911
前 回 計	
総 計	2,399,911

【支出】

人件費	605,000
家屋費	
選挙事務所費	100,075
集会会場費	
通信費	15,086
交通費	11,640
印刷費	630,000
広告費	331,170
文具費	19,865
食糧費	113,920
休泊費	
雑費	135,620

今 回 計	1,962,376
前 回 計	
総 計	1,962,376

報告書受理年月日 平成19年5月7日 第1回報告分

候補者氏名	齊藤 勝	所属党派	無所属	期間	11月1日から 4月25日まで	第1回分
出納責任者氏名	藤田 實					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円

その他の寄附

22件
220,000円

【支出】

人件費	475,000
家屋費	
選挙事務所費	290,215
集会会場費	
通信費	137,785
交通費	
印刷費	1,009,577
広告費	633,520
文具費	20,967
食糧費	113,688
休泊費	
雑費	29,276

その他の寄附	件	
	円	
その他の収入	1,300,000	
今 回 計	1,300,000	
前 回 計		
総 計	1,300,000	

今 回 計	1,836,605
前 回 計	
総 計	1,836,605

報告書受理年月日

平成19年 5 月 7 日

第 1 回報告分

候補者氏名	佐藤 加代子	所属党派	無所属	期間 3月26日から 4月27日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	大島 温子				

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円

【支出】

人件費	180,000
家屋費	
選挙事務所費	48,244
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	189,330
広告費	450,500
文具費	
食糧費	65,913
宿泊費	
雑費	12,096

その他の寄附 20件

150,000円

その他の収入	800,000
今 回 計	950,000
前 回 計	
総 計	950,000

今 回 計	946,083
前 回 計	
総 計	946,083

報告書受理年月日

平成19年 5 月 7 日

第 1 回報告分

候補者氏名	佐藤 純子	所属党派	日本共産党	期間 4月12日から 4月30日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	小玉 正憲				

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
日本共産党秋田地区委員会		325,048

【支出】

人件費	
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	

交通費	
印刷費	645,744
広告費	214,620
文具費	
食糧費	21,840
休泊費	
雑費	4,588

その他の寄附	件
	円
その他の収入	
今回計	325,048
前回計	
総計	325,048

今回計	886,792
前回計	
総計	886,792

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	佐藤 哲 治	所属党派	民主党	期間	4月15日から	第 1 回分
出納責任者氏名	戸井田 連 子				4月21日まで	

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
民主党秋田		200,000

【支出】

人件費	479,500
家屋費	
選挙事務所費	7,000
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	614,244
広告費	209,414
文具費	
食糧費	82,637
休泊費	
雑費	1,575

その他の寄附	1 件
	7,000円
その他の収入	
今回計	1,007,000
前回計	
総計	1,007,000

今回計	1,394,370
前回計	
総計	1,394,370

報告書受理年月日 平成19年 5 月 2 日 第 1 回報告分

候補者氏名	佐藤 廣 久	所属党派	日本共産党	期間	4月11日から 4月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	鈴木 恒 生					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
日本共産党秋田地区委員会		221,025

その他の寄附 件 円

その他の収入	
今 回 計	221,025
前 回 計	
総 計	221,025

【支出】

人件費	
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	624,744
広告費	141,750
文具費	380
食糧費	8,755
休泊費	
雑費	7,140

今 回 計	782,769
前 回 計	
総 計	782,769

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第1回報告分

候補者氏名	佐原 孝 夫	所属党派	無所属	期間	1月15日から 5月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	吹谷 五十三					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
羽奥建設(株)		200,000

その他の寄附 件 円

【支出】

人件費	565,000
家屋費	
選挙事務所費	303,200
集会会場費	
通信費	24,740
交通費	
印刷費	783,495
広告費	1,010,595
文具費	32,477
食糧費	71,090
休泊費	
雑費	79,760

その他の寄附	件	
	900,000円	
その他の収入		
今 回 計	900,000	
前 回 計		
総 計	900,000	

今 回 計	1,095,944
前 回 計	
総 計	1,095,944

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	菅原弘夫	所属党派	無所属	期間 4月1日から 5月7日まで 第1回分
出納責任者氏名	小松 守			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
高橋 章	会社員	70,000
佐々木俊三	無職	70,000
石川利郎	自営業	70,000
小松 守	無職	70,000
古城敏雄	無職	70,000
佐川欽也	無職	70,000
鈴木堯士	無職	70,000
工藤良一	無職	70,000
工藤宣義	無職	70,000
井畑清吾	自営業	70,000
菅原幸雄	自営業	70,000
佐々木喜三	自営業	70,000
相場美佐子	無職	34,300
石井優子	無職	34,300
岩谷シン	無職	34,300
佐藤明美	無職	34,300
佐藤幸子	無職	34,300
佐々木ミナ子	無職	34,300
佐々木スミ子	無職	34,300
斉藤久美子	無職	34,300
鈴木栄子	無職	34,300
田口キエ	無職	34,300
田口初子	無職	34,300
相場 弘	農業	18,000

【支出】

人件費	1,725,300
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	4,398
交通費	
印刷費	735,930
広告費	460,210
文具費	17,515
食糧費	128,028
休泊費	
雑費	71,857

その他の寄附	件	
	円	
その他の収入	2,000,000	
今 回 計	3,235,300	
前 回 計		
総 計	3,235,300	

今 回 計	3,143,238
前 回 計	
総 計	3,143,238

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	菅原弘夫	所属党派	無所属	期間	5月8日から 5月30日まで	第2回分
出納責任者氏名	小松守					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円

その他の寄附 件 円

その他の収入	
今回計	0
前回計	3,235,300
総計	3,235,300

【支出】

人件費	
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	44,137
交通費	
印刷費	
広告費	
文具費	
食糧費	
休泊費	
雑費	

今回計	44,137
前回計	3,143,238
総計	3,187,375

報告書受理年月日 平成19年6月1日 第2回報告分

候補者氏名	鈴木博美	所属党派	無所属	期間	1月1日から 5月5日まで	第1回分
出納責任者氏名	武藤隆昌					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
鈴木博美後援会		1,250,000
升谷昇平		200,000

その他の寄附 件 円

【支出】

人件費	466,400
家屋費	
選挙事務所費	564,169
集会会場費	
通信費	104,385
交通費	
印刷費	973,344
広告費	80,000
文具費	43,696
食糧費	51,210
休泊費	
雑費	188,879

交通費	
印刷費	
広告費	63,000
文具費	
食糧費	
休泊費	
雑費	

その他の寄附	件
	円
その他の収入	
今回計	0
前回計	1,983,600
総計	1,983,600

今回計	107,187
前回計	1,864,561
総計	1,971,748

報告書受理年月日 平成19年 5月10日 第2回報告分

候補者氏名	武田和夫	所属党派	無所属	期間 4月1日から 5月7日まで 第1回分
出納責任者氏名	武田ハマ			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
齊藤信郷他 秋田高校44期一同		45,000

【支出】

人件費	881,000
家屋費	
選挙事務所費	269,415
集会会場費	
通信費	49,875
交通費	
印刷費	688,590
広告費	537,760
文具費	4,710
食糧費	316,713
休泊費	
雑費	97,089

その他の寄附	42件
	420,000円
その他の収入	
今回計	2,100,000
前回計	2,565,000
総計	2,565,000

今回計	2,845,152
前回計	
総計	2,845,152

報告書受理年月日 平成19年 5月7日 第1回報告分

その他の収入	37,600
今 回 計	37,600
前 回 計	1,663,024
総 計	1,700,624

今 回 計	37,600
前 回 計	2,151,064
総 計	2,188,664

報告書受理年月日 平成19年 5 月16日 第 2 回報告分

候補者氏名	成 沢 淳 子	所属党派	公明党	期間 4月6日から 5月7日まで 第1回分
出納責任者氏名	青 木 昭 一			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
公明党秋田第一総支部	政党	1,821,700

【支出】

人件費	227,550
家屋費	
選挙事務所費	687,608
集会会場費	
通信費	100,000
交通費	39,950
印刷費	636,244
広告費	371,472
文具費	8,278
食糧費	236,033
休泊費	
雑費	76,309

その他の寄附 件 円

その他の収入	
今 回 計	1,821,700
前 回 計	
総 計	1,821,700

今 回 計	2,383,444
前 回 計	
総 計	2,383,444

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	二 関 陽 子	所属党派	無所属	期間 4月5日から 5月1日まで 第1回分
出納責任者氏名	奥 野 洋 子			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円

【支出】

人件費	131,050
家屋費	
選挙事務所費	55,839
集会会場費	
通信費	
交通費	2,000
印刷費	500,594
広告費	110,000
文具費	991
食糧費	17,345
休泊費	
雑費	

その他の寄附	件	
	円	
その他の収入	400,000	
今 回 計	400,000	
前 回 計		
総 計	400,000	

今 回 計	817,819
前 回 計	
総 計	817,819

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	長谷川 昭 一	所属党派	無所属	期間 11月6日から 5月7日まで 第1回分
出納責任者氏名	菅 原 権之丞			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
工藤常雄	会社員	35,000
和田信勝	無職	35,000
工藤実里	団体職員	35,000
阿曾葉子	団体職員	35,000
北嶋知子	団体職員	15,000
矢野サキ子	団体職員	20,000
奥山喜代子	団体職員	20,000
菅原ヒデ子	無職	35,000
三浦啓子	無職	35,000
(有)プラネット	印刷業	56,444

【支出】

人件費	275,000
家屋費	
選挙事務所費	983,175
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	501,900
広告費	30,000
文具費	
食糧費	
休泊費	
雑費	249,535

その他の寄附 1 件
10,000円

その他の収入	1,765,360
今 回 計	2,096,804
前 回 計	
総 計	2,096,804

今 回 計	2,039,610
前 回 計	
総 計	2,039,610

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	花 田 清 美	所属党派	無所属	期間 4月15日から 4月21日まで 第1回分
出納責任者氏名	鈴 木 宏 清			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
(有)三太	仕出し業	105,000
(株)くまがい印刷	印刷業	72,756

【支出】

人件費	329,000
家屋費	
選挙事務所費	150,000
集会会場費	
通信費	

交通費	
印刷費	904,725
広告費	200,000
文具費	41,346
食糧費	113,502
休泊費	
雑費	54,293

その他の寄附	件
	円
その他の収入	1,053,366
今 回 計	1,231,122
前 回 計	
総 計	1,231,122

今 回 計	1,792,866
前 回 計	
総 計	1,792,866

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

候補者氏名	人見高司	所属党派	無所属	期間	4月15日から	第1回分
出納責任者氏名	本山秀昭				5月7日まで	

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
北嶋 正	会社役員	500,000
秋山 牧	税理士	100,000
換野泰次	会社役員	50,000
工藤茂丸	会社役員	150,000
鎌田 寿	会社役員	30,000
信夫 勉	会社役員	30,000
鎌田正美	会社役員	80,000
石上 裕	会社役員	20,000
山本 登	税理士	30,000
佐藤正敏	会社役員	50,000
斎藤秀光	会社役員	30,000
深澤 功	会社役員	100,000
三浦 潔	会社役員	50,000
今野 創	会社役員	200,000
人見 亮	無職	30,000
(有)電創社		21,000
(株)イヤタカ		14,000

【支出】

人件費	323,000
家屋費	
選挙事務所費	47,250
集合会場費	
通信費	236,887
交通費	
印刷費	601,125
広告費	594,900
文具費	1,402
食糧費	143,500
休泊費	
雑費	50,041

その他の寄附	17件
	136,000円
その他の収入	260,000
今 回 計	1,881,000
前 回 計	
総 計	1,881,000

今 回 計	1,998,105
前 回 計	
総 計	1,998,105

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第 1 回報告分

その他の寄附 件 円		
その他の収入		
今 回 計	0	
前 回 計	1,437,500	
総 計	1,437,500	

今 回 計	8,455
前 回 計	1,334,826
総 計	1,343,281

報告書受理年月日 平成19年 5月25日 第2回報告分

候補者氏名	堀井明美	所属党派	公明党	期間 3月20日から 5月1日まで 第1回分
出納責任者氏名	内山 稔			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
公明党秋田第一総支部	政党	1,568,313

【支出】

人件費	215,000
家屋費	
選挙事務所費	451,752
集会会場費	
通信費	41,186
交通費	62,122
印刷費	615,200
広告費	347,472
文具費	19,659
食糧費	236,147
休泊費	
雑費	110,975

その他の寄附 件 円		
その他の収入		
今 回 計	1,568,313	
前 回 計		
総 計	1,568,313	

今 回 計	2,099,513
前 回 計	
総 計	2,099,513

報告書受理年月日 平成19年 5月 7日 第1回報告分

候補者氏名	三浦芳博	所属党派	無所属	期間 4月10日から 4月22日まで 第1回分
出納責任者氏名	和泉 守			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円
平塚長生	無職	30,000
芳樹会	団体	100,000
メイユ-電気	小売店	20,000

【支出】

人件費	135,000
家屋費	
選挙事務所費	51,250
集会会場費	
通信費	

交通費	
印刷費	600,000
広告費	
文具費	4,055
食糧費	46,667
休泊費	
雑費	

その他の寄附	20件
	147,000円
その他の収入	300,000
今回計	597,000
前回計	
総計	597,000

今回計	836,972
前回計	
総計	836,972

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第1回報告分

候補者氏名	渡 辺 正 宏	所属党派	無所属	期間 1月15日から 5月7日まで 第1回分
出納責任者氏名	野 田 安 雄			

【収入】
主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄附額 円

【支出】

人件費	402,500
家屋費	
選挙事務所費	120,900
集会会場費	
通信費	261,335
交通費	
印刷費	604,800
広告費	298,200
文具費	28,704
食糧費	28,413
休泊費	
雑費	86,943

その他の寄附	件
	円
その他の収入	2,300,000
今回計	2,300,000
前回計	
総計	2,300,000

今回計	1,831,795
前回計	
総計	1,831,795

報告書受理年月日 平成19年 5 月 7 日 第1回報告分

平成19年 9 月 3 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成19年 9 月18日
- 2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域
下浜羽川字家ノ腰の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
秋田市下浜字古堂 7 番地 7
秋田市特定環境保全公共下水道羽川浄化センター
- 6 関係図面の縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局普及促進室
- 7 縦覧の期間
平成19年 9 月 4 日から 9 月17日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 8 縦覧の時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市上下水道局告示第58号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成19年 9 月 3 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成19年 9 月18日
- 2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域
八橋南一丁目の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
秋田市八橋本町六丁目12番地15号
八橋下水道終末処理場
- 6 関係図面の縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局普及促進室
- 7 縦覧の期間
平成19年 9 月 4 日から 9 月17日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 8 縦覧の時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

公 告

秋田市公告

平成19年 9 月 2 日に執行した秋田都市計画事業秋田駅西北地区

土地区画整理審議会委員選挙の当選人を次のとおり決定したので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第 5 項の規定により公告する。

平成19年 9 月 4 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 宅地の所有者から選挙される委員の当選人

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地
高 橋 宗 悟	秋田市千秋久保田町 4 番70号
守 屋 誠	秋田市千秋久保田町 4 番67号
石 田 一 豊	秋田市千秋久保田町 4 番55号
今 井 光 男	秋田市千秋久保田町 5 番74号
佐 藤 清太郎	秋田市千秋久保田町 6 番55号
株式会社ベルコ	大阪府池田市空港一丁目12番10号
栗 林 正	秋田市中通七丁目 1 番48号

- 2 宅地の借地権者から選挙される委員の当選人

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地
高松木材株式会社	秋田市新屋大川町20番 3 号

秋田市公告

社団法人全国市有物件災害共済会の平成18年度事業経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の 2 第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成19年 9 月 5 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 平成18年度末現在会員数	670市
2 建物総合損害共済 受託市数	657市
共済責任額	57,790,692,064,000円
分担金収入	5,687,566,912円
支払共済金	3,462,534,941円
3 自動車損害共済 受託市数	648市
分担金収入	3,068,324,095円
支払共済金	1,910,034,719円
4 正味財産の増減 増加	
実質収納分担金収入等共済事業収入	8,785,466,953円
利子収入等	480,219,462円
会館収益金繰入	1,139,492,302円
その他	98,000,000円
計	10,503,178,717円
減少	
災害共済金等共済事業費	5,980,279,714円
共済事業外経費および管理費等	1,835,196,967円
減価償却額および繰入額等	2,398,390,481円
計	10,213,867,162円
当期正味財産増加額	289,311,555円
5 平成18年度末現在の共済基金 共済基金の前年度繰越額	59,975,612,785円
平成18年度積立額	289,311,555円
平成18年度末現在共済基金	60,264,924,340円

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第 1 項の規定に基

つき認定した総合的設計による一団地の建築物について、次のとおり公告し関係図書を一般の縦覧に供する。

平成19年9月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 一団地の対象区域
秋田市中通二丁目147番地の1 他39筆
- 2 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部建築指導課
- 3 縦覧時間
午前8時30分から午後5時30分まで

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の施行について認可したので、同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成19年9月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 土地区画整理事業の名称
御所野ニュータウン北第四地区土地区画整理事業
- 2 施行地区
秋田市上北手猿田字堤ノ沢、字中谷地、字寺ノ沢の各一部
秋田市上北手古野字台の各一部
- 3 事務所の所在地
秋田市御所野地蔵田一丁目1番4
- 4 施行認可の年月日
平成19年9月5日
- 5 施行者の名称
独立行政法人都市再生機構 理事長 小野 邦 久
上記代理人 秋田都市開発事務所長 磯 田 悟
- 6 事業施行期間
平成19年9月5日から平成22年3月31日まで
- 7 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法
独立行政法人都市再生機構秋田都市開発事務所の掲示板および秋田市役所の掲示板に掲示する。

秋田市公告

地区計画の案を作成したいので、秋田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年秋田市条例第28号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市に意見書を提出することができる。

平成19年9月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 南ヶ丘地区計画
- 2 位置および区域
秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢および字二夕子沢地内ならびに上北手猿田字四ツ小屋および字苗代沢地内
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

4 都市計画の原案の縦覧期間

平成19年9月13日から平成19年9月26日まで

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第28条の規定に基づき、公告する。

平成19年9月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市八橋本町二丁目2番17号
鎌 田 テ ッ
- 2 道路位置指定箇所
秋田市高陽青柳町463番6および463番7
- 3 道路幅員 4.00～4.05メートル
- 4 道路延長 34.53メートル
- 5 指定年月日および番号
平成19年9月12日 第3号

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成19年度第6号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成19年9月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 閲覧場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市農林部農林総務課
- 2 閲覧期間 平成19年9月21日から
平成19年10月12日まで
ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 3 閲覧時間 午前8時30分から午後5時30分まで

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行う平成19年度ポリオ予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成19年9月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 予防接種の種類
ポリオ予防接種
- 2 予防接種の対象者の範囲
接種日において、生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
- 3 接種方法および回数
三価混合の経口生ポリオワクチンを6週間以上の間隔をおいて2回経口投与するものとし、接種量は、毎回0.05ミリリットルとする。
- 4 予防接種を行う場所および期日

場 所	期 日
秋田市保健センター	10月12日 10月16日 10月24日 10月25日 10月31日
土崎支所	10月10日 10月30日
新屋支所	10月19日
南部公民館	10月17日 10月23日
東部公民館	10月11日
御野場地域センター	10月11日 10月26日
河辺総合福祉交流センター	10月12日
雄和公民館	10月18日

- 5 予防接種を受けることができない者
- (1) 当該疾病にかかっている者、又はかかったことのある者
 - (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められているもの
 - (3) 明らかな発熱を呈している者
 - (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (6) 下痢をしている者
 - (7) BCG、麻しん風しん、おたふくかぜ、水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者
 - (8) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔を置いていない者
 - (9) その他、医師が不適当な状態と判断した者
- 6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
 - (2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う抗生物質、安定剤に使うゼラチン）に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
 - (4) 今までにけいれんを起こしたことがある者
 - (5) 今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- 7 予防接種料金
無料

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年9月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
- (1) 物件名
市税事務処理用パソコン等納入設置および賃貸借
 - (2) 物品名および数量
省スペース型デスクトップパソコン3台、MO装置3台、ICカードリーダードライタ3台、ソフトウェア一式
 - (3) 納入期限
平成19年10月31日(休)
 - (4) 納入場所

秋田市の指定する場所

- 2 入札に関する事項
- (1) 入札の日時 平成19年10月9日(火) 午前10時30分
 - (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所契約課入札室（市役所本庁舎3階）
 - (3) 入札保証金 免除
 - (4) 契約日 平成19年10月11日(休)（予定）
 - (5) 注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 3 契約に関する事項
- (1) 契約期間 契約締結の日から平成24年10月31日まで
 - (2) 賃貸借期間 平成19年11月1日から平成24年10月31日まで
- 4 入札参加に必要な資格
- (1) 本件に係る物品の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること。（本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可）
 - (2) 過去2年間に市、県、国（公社、公団および独立行政法人を含む）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。
 - (3) 秋田市内に本社、支店、営業所等を有すること。
 - (4) 租税に滞納がないこと。
 - (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
 - (6) 秋田市指名停止措置要綱および秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- 5 仕様書の配付に関する事項
- (1) 配付期間 平成19年9月20日(休)から平成19年10月1日(月)までの土・日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - (2) 配付場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市財政部市民税課税制担当
（市役所本庁舎1階）
- 6 入札参加申込みに関する事項
- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年10月1日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
 - イ 営業経歴書（様式2（省略））
 - ウ 法人登記簿謄本（申請日前の3か月以内のもの。写し可。個人営業の方は住民票）
 - エ 納税証明書（写し可。領収書の写し、口座振替済通知書の写しでも可）
 - ・法人市民税 直近の事業年度のもの（個人営業の方は平成19年度個人市民税）

- ・固定資産税 平成19年度第1期～第2期分
- オ 賃貸借業者との関係を示す契約書（覚書等）の写し
- ※入札参加希望者が賃貸借できない場合は提出すること。
- あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分を伏せた写しとする。

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

なお、本入札に関して質疑がある場合は、申込書等の提出に併せて質問状（様式自由）を提出することにより行う。質疑に対する回答は、入札参加申込者すべてに、平成19年10月3日(水)に書面配付により行う。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年9月20日(木)から平成19年10月1日(月)までの土・日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市財政部市民税課税制担当
(市役所本庁舎1階)

ウ 申請用紙 秋田市財政部市民税課税制担当又は秋田市ホームページから入手のこと。

7 指名に関する事項

- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たす者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、非指名通知によりその旨を連絡する。
- (3) 指名通知および非指名通知は、平成19年10月3日(水)に行う。

8 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部市民税課税制担当
電話 018-866-2054

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する旨の届出があったので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年9月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
 - ア 氏 名 株式会社那波商店
代表取締役 那 波 宗 久
 - イ 住 所 秋田県秋田市大町三丁目2-8
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
 - ア 名 称 升屋ビル
 - イ 所在地 秋田県秋田市大町三丁目2-8
- (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,040㎡
- (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0㎡
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下

となる日

平成19年9月15日

- (6) 変更する理由 店舗移転に伴う現店舗の取り壊しのため
- 2 届出年月日 平成19年9月18日

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場のうち、別紙に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成19年9月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

追分駅前自転車等駐車場	43台
追分駅東自転車等駐車場	1台
上飯島自転車等駐車場	8台
土崎駅前自転車等駐車場	30台
土崎図書館前自転車等駐車場	29台
土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場	43台
新屋駅前自転車等駐車場	38台
牛島駅東自転車等駐車場	25台
牛島駅西自転車等駐車場	4台
下浜駅前自転車等駐車場	3台
四ツ小屋駅前自転車等駐車場	3台
秋田駅東自転車等駐車場	16台
秋田駅西地下自転車等駐車場	8台
アトリオン広場地下自転車等駐車場	9台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成19年9月12日から同年9月14日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成19年10月5日から平成20年4月5日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについては、廃棄物又は不要物として処分する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項

の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べるができる。

平成19年 9月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所

ア 氏 名 イオンモール株式会社

代表取締役 村 上 教 行

イ 住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 イオンモール秋田

イ 所在地 秋田県秋田市御所野地蔵田一丁目1番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(ア) 変更前 イオン秋田ショッピングセンター

(イ) 変更後 イオンモール秋田

イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(ア) 変更前 代表取締役 川 戸 義 晴

(イ) 変更後 代表取締役 村 上 教 行

(4) 変更年月日

ア 大規模小売店舗の名称

平成19年 9月22日

イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成19年 3月23日

(5) 変更する理由

ア 大規模小売店舗の名称

会社合併に伴う店舗名称変更のため

イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

役員改選のため

2 届出年月日 平成19年 9月25日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

(2) 縦覧期間 平成19年 9月28日～平成20年 1月28日

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成19年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成19年 9月 5日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

賦課対象区域

外旭川八幡田一丁目、外旭川字小谷地、手形字西谷地、手形字山崎、飯島鼠田四丁目、飯島字薬師田、四ツ小屋字中野、四ツ小屋字街道西、浜田字石山、横森二丁目、桜台一丁目、河辺諸井字山根、河辺諸井字大部、河辺諸井字野田、河辺和田字和田、河辺和田字下夕川原、河辺北野田高屋字前田、河辺北野田高屋字榑表、河辺和田字北条ヶ崎および河辺北野田高屋字神田の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に示した土地又は排水可能となる土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年 9月21日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号	修 繕 名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第19号	庁舎B棟屋根等修繕	秋田市上下水道局 (秋田市川尻みよし町14-8)	平成20年 1月31日	・建築一式工事 B級 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「建築一式工事B級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から建築一式工事のB級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年10月10日(水) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14-8
秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成19年10月12日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程お

よび入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成19年10月3日(水)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成19年9月21日(金)から平成19年10月3日(水)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
※申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第20号 土崎汚水中継ポンプ場 沈砂搬出ホッパー修繕	土崎汚水中継ポンプ場 (秋田市土崎港西三丁目6番28号)	平成20年2月29日	次の①～②の要件を満たしていること。 ①機械器具設置工事A級 ②秋田県内において過去10年以内に下水道機械設備工事の元請け実績があること。 (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件
ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
エ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成19年10月10日(水) 午前11時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 3階 入札室
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成19年10月12日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加

- する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年10月5日(金)に通知する。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
(1) 閲覧期間は平成19年9月21日(金)から平成19年10月9日(水)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。
- 6 その他
(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書等は、返却しない。
(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年9月21日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年10月3日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
イ 施工実績調書（別記様式2（省略））
ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））（資格者証の写しを添付）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年9月21日(金)から平成19年10月3日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年10月5日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成19年9月21日(金)から平成19年10月9日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

